

相互協議の手続について（事務運営指針）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

改正後	改正前
<p>第1 通則</p> <p>1 用語の意義</p> <p>本事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(1) 租税条約 我が国が締結した、所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約並びに遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約をいう。</p> <p>(2) 相手国等 租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいう。</p> <p>(3) 相互協議 租税条約の規定に基づく、我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局との協議をいう。</p> <p>(4) 相互協議手続 相互協議を実施するために本事務運営指針に定められた一連の手続をいう。</p> <p>(5) 租税条約等実施特例省令 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(昭和44年大蔵・自治省令第1号)をいう。</p> <p>(6) 相続税条約実施特例省令 遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(昭和44年大蔵省令第36号)をいう。</p> <p>(7) 移転価格課税 我が国における租税特別措置法第66条の4第1項《国外関連者との取引に係る課税の特例》若しくは第68条の88第1項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》の規定に基づく課税又は相手国等におけるこれらに類する課税をいう。</p>	<p>第1 通則</p> <p>1 用語の意義</p> <p>本事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>イ 租税条約 我が国が締結した、所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約並びに遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約をいう。</p> <p>ロ 相手国等 租税条約の我が国以外の締約国又は締約者をいう。</p> <p>ハ 相互協議 租税条約の規定に基づく、我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局との協議をいう。</p> <p>ニ 相互協議手続 <u>相互協議の申立てに応じて相互協議を実施するために</u>本事務運営指針に定められた一連の手続をいう。</p> <p>ホ 租税条約等実施特例省令 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(昭和44年大蔵・自治省令第1号)をいう。</p> <p>ヘ 相続税条約実施特例省令 遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令(昭和44年大蔵省令第36号)をいう。</p> <p>ト 移転価格課税 我が国における租税特別措置法第66条の4第1項《国外関連者との取引に係る課税の特例》若しくは第68条の88第1項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》の規定に基づく課税又は相手国等におけるこれらに類する課税をいう。</p>

改正後	改正前
<p>(8) 移転価格事務運営要領 平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める移転価格事務運営要領をいう。</p> <p>(9) 連結法人に係る移転価格事務運営要領 平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める連結法人に係る移転価格事務運営要領をいう。</p> <p>(10) 恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領 平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領をいう。</p> <p>(11) 連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領をいう。</p> <p>(12) 個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領 平成29年3月31日付課個8-5ほか3課共同「個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領をいう。</p> <p>(13) 納税の猶予 租税特別措置法第40条の3の4《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第41条の19の5第13項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含む。)、第66条の4の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第66条の4の3第14項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》及び第67条の18第13項《国</p>	<p>チ 移転価格事務運営要領 平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める移転価格事務運営要領をいう。</p> <p>リ 連結法人に係る移転価格事務運営要領 平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める連結法人に係る移転価格事務運営要領をいう。</p> <p>ヌ 恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領 平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領をいう。</p> <p>ル 連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領をいう。</p> <p>ヲ 個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領 平成29年3月31日付課個8-5ほか3課共同「個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」(事務運営指針)において定める個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領をいう。</p> <p>ヅ 納税の猶予 租税特別措置法第40条の3の4《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第41条の19の5第13項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含む。)、<u>同法</u>第66条の4の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第66条の4の3第14項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》及び<u>同法</u>第67条の18第13項《国</p>

改正後	改正前
<p>額の計算の特例》において準用する場合を含む。)及び第68条の88の2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第68条の107の2第13項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含む。)に規定する納税の猶予をいう。</p> <p>(14) 納税の猶予等の取扱要領 平成27年3月2日付徴徴5-10ほか1課共同「納税の猶予等の取扱要領の制定について」(事務運営指針)において定める納税の猶予等の取扱要領をいう。</p> <p>(15) 事前確認 移転価格事務運営要領1-1(35)に定める事前確認、連結法人に係る移転価格事務運営要領1-1(37)に定める事前確認、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領1-1(16)に定める事前確認、<u>連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領1-1(14)に定める事前確認若しくは個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領1-1(16)に定める事前確認又は相手国等におけるこれらに類するものをいう。</u></p> <p>(16) 確定申告書 所得税法第2条第1項第37号《定義》及び法人税法第2条第31号《定義》に規定する確定申告書、地方法人税法第2条第1項第16号《定義》に規定する地方法人税確定申告書、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」という。)第6条第8号《定義》に規定する復興特別所得税申告書及び同法第40条第14号《定義》に規定する復興特別法人税申告書、相続税法第1条の2第2号及び第3号《定義》に規定する申告書並びにこれらに添付することとされている書類をいう。</p> <p>(17) 連結確定申告書 法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書及びこれに添付することとされている書類をいう。</p> <p>(18) 個別帰属額等の届出書 法人税法第81条の25第1項及び第2項《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により連結子法人がその本店又は主た</p>	<p>外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含む。)及び<u>同法</u>第68条の88の2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第68条の107の2第13項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含む。)に規定する納税の猶予をいう。</p> <p>カ 納税の猶予等の取扱要領 平成27年3月2日付徴徴5-10ほか1課共同「納税の猶予等の取扱要領の制定について」(事務運営指針)において定める納税の猶予等の取扱要領をいう。</p> <p>ク 事前確認 移転価格事務運営要領1-1(35)に定める事前確認、連結法人に係る移転価格事務運営要領1-1(37)に定める事前確認、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領1-1(16)に定める事前確認、<u>個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領1-1(16)に定める事前確認若しくは連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領1-1(14)に定める事前確認又は相手国等におけるこれらに類するものをいう。</u></p> <p>ク 確定申告書 所得税法第2条第1項第37号《定義》及び法人税法第2条第31号《定義》に規定する確定申告書、地方法人税法第2条第1項第16号《定義》に規定する地方法人税確定申告書、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」という。)第6条第8号《定義》に規定する復興特別所得税申告書及び同法第40条第14号《定義》に規定する復興特別法人税申告書、相続税法第1条の2第2号及び第3号《定義》に規定する申告書並びにこれらに添付することとされている書類をいう。</p> <p>ケ 連結確定申告書 法人税法第2条第32号に規定する連結確定申告書及びこれに添付することとされている書類をいう。</p> <p>コ 個別帰属額等の届出書 法人税法第81条の25第1項及び第2項《連結子法人の個別帰属額等の届出》の規定により連結子法人がその本店又は主た</p>

改正後	改正前
<p>る事務所の所在地の所轄税務署長に提出することとされている書類をいう。</p> <p>(19) 居住者 所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者をいう。</p> <p>(20) 非居住者 所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者をいう。</p> <p>(21) 内国法人 法人税法第2条第3号に規定する内国法人(同条第8号に規定する人格のない社団等を含む。)をいう。</p> <p>(22) 外国法人 法人税法第2条第4号に規定する外国法人(同条第8号に規定する人格のない社団等を含む。)をいう。</p> <p>(23) 連結親法人 法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。</p> <p>(24) 連結子法人 法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。</p> <p>(25) 連結法人 法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。</p> <p>(26) 申立者 我が国において相互協議の申立てを行った個人又は法人(法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)をいう。</p> <p>(27) 国外関連者 租税特別措置法第66条の4第1項若しくは第68条の88第1項に規定する国外関連者又は相手国等の移転価格課税に関する法令上これらに類する者をいう。</p> <p>(28) 庁相互協議室 国税庁長官官房国際業務課相互協議室をいう。</p> <p>(29) 庁徴収課 国税庁徴収部徴収課をいう。</p> <p>(30) 庁主管課 国税庁課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課若しくは法人課税課、国税庁徴収部管理運営課又は国税庁調査査察部調査課をいう。</p> <p>(31) 局特別整理部門 国税局徴収部特別整理総括第一課(名古屋国税局にあっては特別整理総括課、札幌国税局、仙台国税局、広島国税局、高松国税局、福岡国税局及び熊本国税局にあっては特別整理第一部門、金沢国税局にあっては特別整理部門)又は沖縄国税事務所特別整理部門をいう。</p>	<p>る事務所の所在地の所轄税務署長に提出することとされている書類をいう。</p> <p>ㇿ 居住者 所得税法第2条第1項第3号に規定する居住者をいう。</p> <p>ネ 非居住者 所得税法第2条第1項第5号に規定する非居住者をいう。</p> <p>ナ 内国法人 法人税法第2条第3号に規定する内国法人(同条第8号に規定する人格のない社団等を含む。)をいう。</p> <p>ㇻ 外国法人 法人税法第2条第4号に規定する外国法人(同条第8号に規定する人格のない社団等を含む。)をいう。</p> <p>ム 連結親法人 法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。</p> <p>ㇼ 連結子法人 法人税法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。</p> <p>ㇽ 連結法人 法人税法第2条第12号の7の2に規定する連結法人をいう。</p> <p>ㇾ 申立者 我が国において相互協議の申立てを行った個人又は法人(法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)をいう。</p> <p>オ 国外関連者 租税特別措置法第66条の4第1項若しくは第68条の88第1項に規定する国外関連者又は相手国等の移転価格課税に関する法令上これらに類する者をいう。</p> <p>ㇿ 庁相互協議室 国税庁長官官房国際業務課相互協議室をいう。</p> <p>ヤ 庁徴収課 国税庁徴収部徴収課をいう。</p> <p>マ 庁主管課 国税庁課税部課税総括課、個人課税課、資産課税課若しくは法人課税課、国税庁徴収部管理運営課又は国税庁調査査察部調査課をいう。</p> <p>ㇼ 局特別整理部門 国税局徴収部特別整理総括第一課(名古屋国税局にあっては特別整理総括課、札幌、仙台、広島、高松、福岡及び熊本国税局にあっては特別整理第一部門、金沢国税局にあっては特別整理部門)又は沖縄国税事務所特別整理部門をいう。</p>

改正後	改正前
<p>(32) 局関係課 国税局課税第一部(金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあつては課税部)課税総括課、個人課税課若しくは資産課税課、国税局課税第二部(金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあつては課税部)法人課税課、国税局徴収部管理運営課若しくは徴収課、国税局調査査察部(東京国税局及び大阪国税局にあつては調査第一部、名古屋国税局にあつては調査部)調査管理課又は沖縄国税事務所課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、徴収課若しくは調査課をいう。</p> <p>(33) 管理運営担当部門 税務署において管理運営事務を所掌している部門(管理運営部門又は管理運営・徴収部門が設置されていない税務署においては総務課)をいう。</p> <p>(34) 徴収担当部門 税務署において徴収事務を所掌している部門(徴収部門又は管理運営・徴収部門が設置されていない税務署においては総務課)をいう。</p> <p>(35) 個人担当部門 税務署において、所得税(源泉所得税の調査事務を含む。)、復興特別所得税及び個人課税事業者の資産の譲渡等に係る消費税事務を所掌している部門をいう。</p> <p>(36) 法人担当部門 税務署において、法人税、地方法人税、復興特別法人税、源泉所得税、復興特別所得税、法人の資産の譲渡等に係る消費税、酒税及び間接諸税事務を所掌している部門をいう。</p> <p>(37) 徴収猶予(地方税) <u>個人又は法人について、次に掲げる規定に規定する徴収猶予をいう。</u></p> <p>イ <u>個人については、地方税法第44条の2《租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の道府県民税の徴収猶予》、第72条の57の2《租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予》及び第321条の7の13《租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市町村民税の徴収猶予》の規定</u></p>	<p>ㄨ 局関係課 国税局課税第一部(金沢、高松及び熊本国税局にあつては課税部)課税総括課、個人課税課若しくは資産課税課、国税局課税第二部(金沢、高松及び熊本国税局にあつては課税部)法人課税課、国税局徴収部管理運営課若しくは徴収課、国税局調査査察部(東京及び大阪国税局にあつては調査第一部、名古屋国税局にあつては調査部)調査管理課又は沖縄国税事務所課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、徴収課若しくは調査課をいう。</p> <p>ㄣ 管理運営担当部門 税務署において管理運営事務を所掌している部門(管理運営部門又は管理運営・徴収部門が設置されていない税務署においては総務課)をいう。</p> <p>ㄨ 徴収担当部門 税務署において徴収事務を所掌している部門(徴収部門又は管理運営・徴収部門が設置されていない税務署においては総務課)をいう。</p> <p>ㄨ 個人担当部門 税務署において、所得税(源泉所得税の調査事務を含む。)、復興特別所得税及び個人課税事業者の資産の譲渡等に係る消費税事務を所掌している部門をいう。</p> <p>ㄨ 法人担当部門 税務署において、法人税、地方法人税、復興特別法人税、源泉所得税、復興特別所得税、法人の資産の譲渡等に係る消費税、酒税及び間接諸税事務を所掌している部門をいう。</p> <p>ㄨ 徴収猶予(地方税) <u>地方税法第55条の2《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予》(連結法人にあつては同法第55条の4《租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予》)、同法第72条の39の2《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予》(連結法人にあつては同法第72条の39の4《租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予》)及び同法第321条の11の2</u></p>

改正後	改正前
<p><u>ロ 法人については、地方税法第55条の2《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予》(連結法人にあっては同法第55条の4《租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予》)、第72条の39の2《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予》(連結法人にあっては同法第72条の39の4《租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予》)及び第321条の11の2《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予》(連結法人にあっては同法第321条の11の3《租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予》)の規定</u></p> <p><u>(38) 徴収猶予(地方税)に係る都道府県等への通知 個人又は法人について、次に掲げる規定に規定する通知をいう。</u></p> <p><u>イ 個人については、地方税法第72条の57の3《個人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》及び第321条の7の14《個人の市町村民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》の規定</u></p> <p><u>ロ 法人については、地方税法第55条の3《法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》(連結法人にあっては同法第55条の5《連結法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》)及び第72条の39の3《法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》(連結法人にあっては同法第72条の39の5《連結法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》)の規定</u></p> <p><u>(39) 個別帰属法人税額 地方税法第23条第1項第4号の2《道府県民税に関する用語の意義》に規定する個別帰属法人税額をいう。</u></p> <p><u>(40) 都道府県税務課 都道府県において都民税又は道府県民税及び事業税に関する事務をつかさどる課室等をいう。</u></p>	<p><u>《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予》(連結法人にあっては同法第321条の11の3《租税条約に基づく連結親法人の申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予》)に規定する徴収猶予をいう。</u></p> <p><u>キ 徴収猶予(地方税)に係る都道府県への通知 地方税法第55条の3《法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》(連結法人にあっては同法第55条の5《連結法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》)及び同法第72条の39の3《法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》(連結法人にあっては同法第72条の39の5《連結法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知》)に規定する通知をいう。</u></p> <p><u>ユ 個別帰属法人税額 地方税法第23条第1項第4号の2《道府県民税に関する用語の意義》に規定する個別帰属法人税額をいう。</u></p> <p><u>メ 都道府県税務課 都道府県において都民税又は道府県民税及び事業税に関する事務をつかさどる課室等をいう。</u></p>

改正後	改正前
<p>(41) <u>市区町村税務課 市区町村において特別区民税又は市町村民税に関する事務をつかさどる課室等をいう。</u></p> <p>(42) 事業年度 法人税法第13条《事業年度の意義》に規定する事業年度(同法第14条《みなし事業年度》の規定により事業年度とみなされる期間を含む。)、同法第15条の2《連結事業年度の意義》に規定する連結事業年度、地方法人税法第7条《課税事業年度》に規定する課税事業年度又は地方税法第72条の13第1項《事業年度》に規定する事業年度をいう。</p> <p>(43) 仲裁手続に係る実施取決め 我が国の権限ある当局が、租税条約の規定に基づき相手国等の権限ある当局との合意により定めた仲裁手続の実施方法に係る取決めをいう。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>第2 <u>我が国において行われる</u>申立てに係る相互協議</p> <p>3 相互協議の申立てができる場合</p> <p>(1) 相互協議の申立ては、租税条約の規定に基づき、租税条約等実施特例省令第12条第1項《租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続》若しくは第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》又は相続税条約実施特例省令第3条第1項《二重課税に関する申立ての手続》の規定に従って、<u>例えば、次に掲げる場合</u>に行うことができる。</p> <p>(削 除)</p> <p>イ 内国法人とその国外関連者との間における取引に関し、我が国又は相手国等において移転価格課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、当該内国法人が相互協議を求める場合</p>	<p>(新 設)</p> <p>ミ 事業年度 法人税法第13条《事業年度の意義》に規定する事業年度(同法第14条《みなし事業年度》の規定により事業年度とみなされる期間を含む。)、同法第15条の2《連結事業年度の意義》に規定する連結事業年度、地方法人税法第7条《課税事業年度》に規定する課税事業年度又は地方税法第72条の13第1項《事業年度》に規定する事業年度をいう。</p> <p>シ 仲裁手続に係る実施取決め 我が国の権限ある当局が、租税条約の規定に基づき相手国等の権限ある当局との合意により定めた仲裁手続の実施方法に係る取決めをいう。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>第2 <u>居住者・内国法人等からの</u>申立てに係る相互協議</p> <p>3 相互協議の申立てができる場合</p> <p>(1) 相互協議の申立ては、租税条約の規定に基づき、租税条約等実施特例省令第12条第1項《租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続》若しくは第13条《双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続》又は相続税条約実施特例省令第3条第1項《二重課税に関する申立ての手続》の規定に従って行うことができる。</p> <p><u>(注)1 (1)により相互協議の申立てを行うことができるのは、例えば次のような場合である。</u></p> <p>イ 内国法人とその国外関連者との間における取引に関し、我が国又は相手国等において移転価格課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、当該内国法人が、<u>相互協議を求める場合</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(注) 1 イに掲げる場合において、内国法人が求める相互協議が、複数の相手国等に所在する国外関連者との間における取引に関するものであるときは、当該内国法人は、当該国外関連者が所在する相手国等ごとに、相互協議の申立てを行う必要があることに留意する。</u></p> <p><u>2 内国法人は、その国外関連者が当該内国法人との間における取引に関し相手国等において国税通則法第65条第5項《過少申告加算税》の規定の適用を受ける同法第19条第3項《修正申告》に規定する修正申告書の提出に相当する行為を行うことにより生ずる二重課税の排除を目的として、相互協議の申立てを行うことができることに留意する。</u></p> <p>ロ～ニ (省 略)</p> <p>ホ 居住者で相手国等の法令により当該相手国等の居住者ともされる者が、<u>当該相手国等との間の租税条約の適用上その者が居住者であるとみなされる国等の決定について、相互協議を求める場合</u></p> <p>へ (省 略)</p> <p><u>ト 居住者又は内国法人が、租税条約又は国内法に規定する当該租税条約又は国内法の濫用を防止するための規定の適用によって、我が国又は相手国等において租税条約の規定に適合しない課税を受け、又は受けるに至ると認められることを理由として、相互協議を求める場合</u></p> <p><u>(注) 相互協議の申立ては、租税条約の規定に基づき、申立者又はその国外関連者が当該申立てに係る課税について不服申立て又は訴訟を行っているかどうかにかかわらず、行うことができることに留意する。</u></p> <p>(2) (1)の定めにかかわらず、移転価格事務運営要領6-2、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-2、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1、連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各</p>	<p>(新 設)</p> <p>ロ～ニ (同 左)</p> <p>ホ 居住者で相手国等の法令により当該相手国等の居住者ともされる者が、租税条約の適用上その者が居住者であるとみなされる国の決定について、相互協議を求める場合</p> <p>へ (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2 相互協議の申立ては、租税条約の規定に基づき、申立者又はその国外関連者が当該申立てに係る課税について不服申立て又は訴訟を行っているかどうかにかかわらず、行うことができることに留意する。</u></p> <p>(2) (1)の定めにかかわらず、移転価格事務運営要領6-2、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-2、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1、連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各</p>

改正後	改正前
<p>種所得に関する調査等に係る事務運営要領6-1に定める事前確認の申出（以下(2)において「事前確認の申出」という。）を行うとともに、相互協議を求める場合には、当該事前確認に係る相互協議の申立てを行うことができる。</p> <p><u>(注) 1 (1)イ又はロに掲げる場合に該当するとして、相互協議の申立てを行うおうとする者又は当該申立てを行った者が、これらの者の当該申立ての基因となる課税に係る事実及び状況と同様の事実及び状況が当該申立てに係る事業年度又は年分後の事業年度又は年分（以下この（注）において「後続課税年度」という。）においても生じている、又は生じる見込みであることを理由として、当該後続課税年度についても相互協議を求める場合には、当該後続課税年度について事前確認の申出及び当該事前確認に係る相互協議の申立てが必要になることに留意する。</u></p> <p><u>2 事前確認の申出が複数の相手国等に所在する国外関連者に関する事前確認を求めるものである場合には、相手国等ごとに、事前確認に係る相互協議の申立てを行う必要があることに留意する。</u></p> <p>4 (省略)</p> <p>5 事前相談</p> <p>(1) 庁相互協議室は、<u>個人又は法人から相互協議の申立て前に相互協議に係る事項についての相談(当該個人又は法人の代理人を通じた匿名の相談を含む。以下「事前相談」という。)の要請を受けた場合には、これに応じ、必要な助言を行う等、適切に対応する。</u></p> <p>(2) <u>(1)の事前相談が事前確認に係るものである場合には、</u>庁相互協議室からの連絡を受け、庁主管課又は局担当課(移転価格事務運営要領1-1(38)、連結法人に係る移転価格事務運営要領1-1(40)、恒久的施設帰属所得に係る所得に</p>	<p>種所得に関する調査等に係る事務運営要領6-1に定める事前確認の申出を行うとともに、<u>租税条約の規定に基づく</u>相互協議を求める場合には、当該事前確認に係る相互協議の申立てを行うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>4 (同左)</p> <p>5 事前相談</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相互協議の申立て前に相談(代理人を通じた匿名の相談を含む。)があった場合には、これに応じる。</p> <p>(2) <u>事前確認に係る申立て前の相談については、</u>庁相互協議室からの連絡を受け、庁主管課又は局担当課(移転価格事務運営要領1-1(38)、連結法人に係る移転価格事務運営要領1-1(40)、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する</p>

改正後	改正前
<p>関する調査等に係る事務運営要領 1-1 (22)若しくは連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 1-1 (20)に定める局担当課又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領 1-1 (22)に定める局個人課税課をいう。)は、必要に応じこれに加わる。</p> <p>(注) 事前確認については、審査担当部局である局担当課においても確認申出前の相談に応じている<u>ことから</u>(移転価格事務運営要領 6-10、連結法人に係る移転価格事務運営要領 6-10、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領 6-9 若しくは 7-9、連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 5-9 又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領 5-9 若しくは 6-9 参照)、相互協議を求める事前確認については、庁相互協議室と局担当課のいずれもが相談窓口となり得ることに留意する。</p> <p>(3) 庁相互協議室は、(1)の<u>事前相談</u>に応じた場合には、必要に応じ、庁主管課に、相互協議の実施又は相互協議により合意した内容(以下「<u>合意内容</u>」という。)に沿った処理の実施に当たり必要となる確定申告書(連結法人に係る場合には、連結確定申告書及び個別帰属額等の届出書)、更正決議書、源泉所得税調査簿、一件別徴収カード等の書類(以下「<u>確定申告書等</u>」という。)の保存措置を講じることを求める。</p> <p>(4) 庁相互協議室は、(1)の<u>事前相談</u>に応じた場合において、<u>当該事前相談の要請をした者が納税の猶予の申請の意思を有していることを把握したときは</u>、必要に応じ、その旨を庁主管課及び庁徴収課に連絡する。</p> <p>(5)～(7) (省 略)</p> <p>6 相互協議の申立ての手続</p>	<p>調査等に係る事務運営要領 1-1 (22)若しくは連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 1-1 (20)に定める局担当課又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領 1-1 (22)に定める局個人課税課をいう。)は、必要に応じこれに加わる。</p> <p>(注) 事前確認については、審査担当部局である局担当課においても確認申出前の相談に応じている<u>ので</u>(移転価格事務運営要領 6-10、連結法人に係る移転価格事務運営要領 6-10、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領 6-9 若しくは 7-9、連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領 5-9 又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領 5-9 若しくは 6-9 参照)、相互協議を求める事前確認については、庁相互協議室と局担当課のいずれもが相談窓口となり得ることに留意する。</p> <p>(3) 庁相互協議室は、(1)の<u>相談</u>に応じた場合には、必要に応じ、庁主管課に、相互協議の実施又は相互協議の合意内容に沿った処理の実施に当たり必要となる確定申告書(連結法人に係る場合には、連結確定申告書及び個別帰属額等の届出書)、更正決議書、源泉所得税調査簿、一件別徴収カード等の書類(以下「<u>確定申告書等</u>」という。)の保存措置を講じることを求める。</p> <p>(4) 庁相互協議室は、(1)の<u>相談</u>に応じた場合に、<u>相談者が納税の猶予の申請の意思を有していることを把握した場合には</u>、必要に応じ、その旨庁主管課及び庁徴収課に連絡する。</p> <p>(5)～(7) (同 左)</p> <p>6 相互協議の申立ての手続</p>

改正後	改正前
<p>(1) 相互協議の申立ては、「相互協議申立書」(別紙様式1)及び次に掲げる資料(以下「添付資料」という。)を、庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。</p> <p>なお、当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、その連結子法人の連結親法人が庁相互協議室に相互協議申立書及び添付資料を提出することにより行われるものとする。</p> <p><u>(注)1 庁相互協議室の連絡先は、以下のとおり。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出先 国税庁相互協議室相互協議第一係 ・住所 郵便番号100-8978 東京都千代田区霞が関3-1-1 ・電話番号(代表) 03-3581-5451 <p>2 税務署に相互協議申立書が誤って提出された場合には、管理運営担当部門は、速やかにこれを庁相互協議室に送付し、その旨を当該申立書を提出した者に通知する。</p> <p>イ <u>申立者が行った相互協議の申立てが我が国又は相手国等において租税条約の規定に適合しない課税を受けたと認められることを理由として行われるものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する当該申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面(申立者が行った相互協議の申立てが我が国又は相手国等において租税条約の規定に適合しない課税を受けるに至ると認められることを理由として行われるものである場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する当該申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面)</u></p> <p>ロ <u>申立者が行った相互協議の申立てが我が国又は相手国等において租税条約の規定に適合しない課税を受けたと認められることを理由として行われるものである場合において、当該申立者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っているときは、イに掲げる資料に加え、</u></p>	<p>(1) 相互協議の申立ては、「相互協議申立書」(別紙様式1)及び次に掲げる資料(以下「添付資料」という。)を、庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。</p> <p>なお、当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、その連結子法人の連結親法人が庁相互協議室に相互協議申立書及び添付資料を提出することにより行われるものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(注) 税務署に相互協議申立書が誤って提出された場合には、管理運営担当部門は、速やかにこれを庁相互協議室に送付し、その旨を当該申立書を提出した者に通知する。</u></p> <p>イ 申立てが我が国又は相手国等における課税に係るものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面(課税に至っていない場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面)</p> <p>ロ 申立てが我が国又は相手国等における課税に係るものである場合において、申立者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っているときは、イに掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面並びに</p>

改正後	改正前
<p>不服申立て又は訴訟を行っている旨及び当該申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面並びに不服申立書又は訴状の写し</p> <p>ハ <u>相互協議</u>の申立てが我が国又は相手国等における移転価格課税に係るものである場合には、イに掲げる資料に加え、当該申立ての対象となる取引の当事者間の直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係を示す資料</p> <p>ニ <u>相互協議</u>の申立てが租税条約等実施特例省令第13条に係るものであり、かつ、租税条約又はこれに付随する政府間の取決めにおいて相互協議を行うに当たり考慮すべき事項が定められている場合には、イに掲げる資料に加え、その定められている事項に関する資料</p> <p>ホ (省 略)</p> <p>ヘ その他<u>相互協議</u>の参考となる資料</p> <p>(2) 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合には、関係資料は、確認申出書又は連結確認申出書に添付され、確認申出法人、確認申出内国法人、確認申出連結法人又は確認申出居住者の納税地の所轄税務署長(確認申出法人、確認申出内国法人又は確認申出連結法人が調査課所管法人である場合には、所轄国税局長又は沖縄国税事務所長)から庁主管課経由で庁相互協議室に回付されることに留意する(移転価格事務運営要領6-2から6-6まで、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-2から6-6まで、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1から7-5まで、連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1から5-5まで又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領6-1から6-5まで参照)。</p> <p>7 確定申告書等の保存措置等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、6(1)により申立者から相互協議申立書及び添付資料の提出を受けた場合には、相互協議の申立てがあった旨を当該相互協議申立書の写</p>	<p>不服申立書又は訴状の写し</p> <p>ハ 申立てが我が国又は相手国等における移転価格課税に係るものである場合には、イに掲げる資料に加え、当該申立ての対象となる取引の当事者間の直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係を示す資料</p> <p>ニ 申立てが租税条約等実施特例省令第13条に係るものであり、かつ、租税条約又はこれに付随する政府間の取決めにおいて相互協議を行うに当たり考慮すべき事項が定められている場合には、イに掲げる資料に加え、その定められている事項に関する資料</p> <p>ホ (同 左)</p> <p>ヘ その他<u>協議</u>の参考となる資料</p> <p>(2) 相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合には、関係資料は、確認申出書又は連結確認申出書に添付され、確認申出法人、確認申出内国法人、確認申出連結法人又は確認申出居住者の納税地の所轄税務署長(確認申出法人、確認申出内国法人又は確認申出連結法人が調査課所管法人である場合には、所轄国税局長又は沖縄国税事務所長)から庁主管課経由で庁相互協議室に回付されることに留意する(移転価格事務運営要領6-2から6-6、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-2から6-6、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1から7-5、連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1から5-5又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領6-1から6-5まで参照)。</p> <p>7 確定申告書等の保存措置等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、6(1)により相互協議申立書及び添付資料の提出を受けた場合には、相互協議の申立てがあった旨を相互協議申立書の写しを添付して庁</p>

改正後	改正前
<p>しを添付して庁主管課に通知するとともに、<u>当該申立者(当該申立ての対象となる取引等が当該申立者の連結子法人に係るものである場合には、当該申立者及び当該連結子法人)の確定申告書等の保存措置を講じることを求める。</u></p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(3) 局関係課は、庁主管課から(2)の指示を受けた場合には、申立者の納税地の所轄税務署長(当該申立者が行った相互協議の申立ての対象となる取引等が<u>当該申立者の連結子法人に係るものである場合には、当該申立者の納税地の所轄税務署長及び当該連結子法人の所轄税務署長</u>)に必要な指示を行う。</p> <p>8 相互協議申立書の記載事項の検討等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、<u>申立者が提出した相互協議申立書の記載事項又は添付資料に不備があるときは、当該申立者に補正を求める。</u></p> <p>(2) 庁相互協議室は、申立者に、<u>当該申立者が行った相互協議の申立てに理由があるか否かを判断するために必要と認められる資料の提出を求める。</u></p> <p>(3) (省 略)</p> <p>(4) 庁相互協議室は、<u>相互協議の申立てが我が国において租税条約の規定に適合しない課税を受けたと認められることを理由として行われたものである場合には、庁主管課に、当該課税の内容(相互協議の申立てが我が国において租税条約の規定に適合しない課税を受けるに至ると認められることを理由として行われたものである場合には、当該課税に係る事実関係の概要)を記載した書類の提出を求める。</u></p> <p>9 (省 略)</p> <p>10 翻訳資料の提出</p> <p>庁相互協議室は、必要に応じ、申立者に、<u>当該申立者が提出した添付資料その</u></p>	<p>主管課に通知するとともに、申立者(当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、申立者及び当該連結子法人)の確定申告書等の保存措置を講じることを求める。</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(3) 局関係課は、庁主管課から(2)の指示を受けた場合には、申立者の納税地の所轄税務署長(当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、申立者の納税地の所轄税務署長及び当該連結子法人の所轄税務署長)に必要な指示を行う。</p> <p>8 相互協議申立書の記載事項の検討等</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相互協議申立書の記載事項又は添付資料に不備があるときは、申立者に補正を求める。</p> <p>(2) 庁相互協議室は、申立者に、申立てに理由があるか否かを判断するために必要と認められる資料の提出を求める。</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) 庁相互協議室は、申立てが我が国における課税に係るものである場合には、庁主管課に、当該課税の内容(課税に至っていない場合には、事実関係の概要)を記載した書類の提出を求める。</p> <p>9 (同 左)</p> <p>10 翻訳資料の提出</p> <p>庁相互協議室は、必要に応じ、申立者に、添付資料その他の提出資料のうち外</p>

改正後	改正前
<p>他の提出資料のうち外国語で記載された資料について、日本語訳を添付するよう求める。</p>	<p>国語で記載された資料について、日本語訳を添付するよう求める。</p>
<p>11 提出資料等の説明</p> <p>庁相互協議室は、必要に応じ、申立者(当該申立者が行った相互協議の申立ての対象となる取引等が当該申立者の連結子法人に係るものである場合には、当該申立者又は当該連結子法人)に、添付資料その他の提出資料についての説明を求める。</p>	<p>11 提出資料等の説明</p> <p>庁相互協議室は、必要に応じ、申立者(当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、申立者又は連結子法人)に、添付資料その他の提出資料についての説明を求める。</p>
<p>12 提出資料等の変更等の連絡</p> <p>(1) 庁相互協議室は、申立者に、当該申立者が提出した相互協議申立書又は添付資料その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には遅滞なく連絡するよう求める。</p>	<p>12 提出資料等の変更等の連絡</p> <p>(1) 庁相互協議室は、申立者に、相互協議申立書又は添付資料その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には遅滞なく連絡するよう求める。</p>
<p>(2) (省 略)</p>	<p>(2) (同 左)</p>
<p>13 相手国等の権限ある当局への相互協議の申入れ</p> <p>(1) 庁相互協議室は、6(1)により申立者から相互協議申立書及び添付資料の提出を受けた場合(当該申立者に8(1)の補正又は8(2)の資料の提出を求めた場合には、当該申立者がこれらを行った場合に限る。)において、その相互協議の申立てに理由があると認めるとき(相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合にあっては、移転価格事務運営要領6-13(2)、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-13(2)、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-12(2)、連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-12(2)又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領6-12(2)に定めるところにより連絡を受けたとき)には、相手国等の権限ある当局に相互協議を申し</p>	<p>13 相手国等の権限ある当局への相互協議の申入れ</p> <p>(1) 庁相互協議室は、6(1)により相互協議申立書及び添付資料の提出を受けた場合(申立者に8(1)の補正又は8(2)の資料の提出を求めた場合には、当該申立者がこれらを行った場合に限る。)において、その相互協議の申立てに理由があると認めるとき(相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合にあっては、移転価格事務運営要領6-13(2)、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-13(2)、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-12(2)、連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-12(2)又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領6-12(2)に定めるところにより連絡を受けたとき)には、相手国等の権限ある当局に相互協議を申し入れる。ただ</p>

改正後	改正前
<p>入れる。ただし、当該相互協議の申立てに係る課税、事前確認等について既に相手国等の権限ある当局から相互協議の申入れが行われている場合は、相互協議の申入れは行わない。</p> <p>(2) 庁相互協議室は、次の場合に該当することにより相手国等の権限ある当局に相互協議を申し入れないときには、(3)に該当するときを除き、その旨を当該相手国等の権限ある当局に通知する。この通知により相互協議手続を終了することについて当該相手国等の権限ある当局から異なる意見が示されなかった場合には、その後の手続は18(2)に定めるところによる。</p> <p>イ 庁相互協議室が申立者に8(1)の補正又は8(2)の資料の提出を求めたにもかかわらず、<u>当該申立者がこれらに応じない場合</u></p> <p>ロ (省 略)</p> <p><u>(3) 庁相互協議室は、次の場合（相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合に限る。）に該当することにより相手国等の権限ある当局に相互協議を申し入れないときには、その旨を申立者に通知する。</u></p> <p><u>イ 申立者が移転価格事務運営要領6-2、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-2、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1、連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領6-1に定める事前確認の申出を行っていない場合(申立者が当該事前確認の申出を取り下げた場合を含む。)</u></p> <p><u>ロ 移転価格事務運営要領6-14(1)ハ、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-14(1)ハ、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-13(1)ハ又は連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-13(1)ハに定める場合</u></p> <p>(4)・(5) (省 略)</p>	<p>し、当該相互協議の申立てに係る課税、事前確認等について既に相手国等の権限ある当局から相互協議の申入れが行われている場合は、相互協議の申入れは行わない。</p> <p>(2) 庁相互協議室は、次の場合に該当することにより相手国等の権限ある当局に相互協議を申し入れないときには、(3)に該当するときを除き、その旨を当該相手国等の権限ある当局に通知する。この通知により相互協議手続を終了することについて当該相手国等の権限ある当局から異なる意見が示されなかった場合には、その後の手続は18(2)に定めるところによる。</p> <p>イ 庁相互協議室が申立者に8(1)の補正又は8(2)の資料の提出を求めたにもかかわらず、申立者がこれらに応じない場合</p> <p>ロ (同 左)</p> <p><u>(3) 庁相互協議室は、相互協議の申立てが事前確認に係るものである場合において、申立者が移転価格事務運営要領6-2、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-2、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1、連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領6-1に定める事前確認の申出を行っていないこと(申立者が当該事前確認の申出を取り下げた場合を含む。)により相手国等の権限ある当局に相互協議を申し入れないときには、その旨を申立者に通知する。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(4)・(5) (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>14 法人が連結グループへ加入等又は連結法人が連結グループから離脱等若しくは他の連結グループへ加入した場合の取扱い</p> <p>(1) 相互協議申立書を提出した法人が連結法人となった場合又は相互協議の申立ての対象となった取引等を有する連結法人であった法人が他のグループの連結法人となった場合において、これらの法人が引き続き相互協議を求めるときは、庁相互協議室は、これらの法人の連結親法人に対し、速やかに「連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書」(別紙様式5)を庁相互協議室に提出するよう求める。</p> <p>(2) 相互協議の申立ての対象となった取引等を有する連結法人であった法人が連結法人以外の法人となった場合において、当該法人が引き続き相互協議を求めるときは、庁相互協議室は当該法人に対し、速やかに「連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書」(別紙様式5)を庁相互協議室に提出するよう求める。</p> <p>(注) 税務署に(1)又は(2)の届出書が誤って提出された場合には、管理運営担当部門は、速やかに当該届出書を庁相互協議室に送付し、その旨を当該届出書を提出した者に通知する。</p> <p>(3) 庁相互協議室は(1)又は(2)の届出書の提出を受けた場合には、当該届出書に記載された事項について、当該届出書の写しを添付して庁主管課に通知するとともに、必要に応じ、相手国等の権限ある当局へも通知する。</p> <p>(4) 庁主管課は(3)により通知を受けた場合には、当該通知により把握した事項について局関係課に通知する。</p> <p>(5) (省 略)</p>	<p>14 法人が連結グループへ加入等又は連結法人が連結グループから離脱等若しくは他の連結グループへ加入した場合の取扱い</p> <p>(1) 相互協議申立書を提出した法人が連結法人となった場合、又は相互協議の申立ての対象となった取引等を有する連結法人が他のグループの連結法人となった場合で、その法人が引き続き相互協議の申立てを行うときは、庁相互協議室は、当該連結法人の連結親法人に対し、速やかに「連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書」(別紙様式5)を庁相互協議室に提出するよう求める。</p> <p>(2) 相互協議の申立ての対象となった取引等を有する連結法人が、連結法人以外の法人となった場合で、その法人が引き続き相互協議の申立てを行うときは、庁相互協議室は当該法人に対し、速やかに「連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書」(別紙様式5)を庁相互協議室に提出するよう求める。</p> <p>(注) 税務署に(1)又は(2)の届出書が誤って提出された場合には、管理運営担当部門は、速やかにこれを庁相互協議室に送付し、その旨を当該届出書を提出した者に通知する。</p> <p>(3) 庁相互協議室は(1)又は(2)の届出書の提出を受けた場合には、写しを添付して庁主管課に通知するとともに、必要に応じ、相手国等の権限ある当局へも通知する。</p> <p>(4) 庁主管課は(3)により通知を受けた場合には、局関係課に通知する。</p> <p>(5) (同 左)</p>
<p>15 申立者への相互協議の進ちよく状況の説明</p> <p>庁相互協議室は、申立者(当該申立者が行った相互協議の申立ての対象となる取引等が当該申立者の連結子法人に係るものである場合には、当該申立者又は当</p>	<p>15 申立者への相互協議の進ちよく状況の説明</p> <p>庁相互協議室は、申立者(当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、申立者又は当該連結子法人。以下15において同じ。)から</p>

改正後	改正前
<p>該連結子法人。以下15において同じ。)からの求めにより、<u>又は必要に応じ、相互協議の実施に支障のない範囲において、相互協議の進ちよく状況を当該申立者に説明する。</u></p> <p>16 合意に先立っての申立者の意向の確認</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相手国等の権限ある当局と合意に至ると認められる状況となった場合には、合意に先立ち、合意案の内容を文書で申立者に通知するとともに、<u>当該申立者が当該合意案の内容に同意するかどうかを当該申立者に確認する。</u></p> <p><u>(注) 庁相互協議室は、申立者に対し、合意案の内容に基づき計算された本税の額に連動して、国税通則法第2条第4号《定義》に規定する附帯税の額が変更される可能性があることを、必要に応じ、説明する。</u></p> <p>(2) 庁相互協議室は、(1)により申立者が合意案の内容に同意することを確認した後、相手国等の権限ある当局と合意する。</p> <p>17 相互協議の合意の通知</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相互協議において合意に至った場合には、申立者に、「相互協議の合意について(通知)」(別紙様式2)<u>(2)において「合意通知書」という。</u>により、合意に至った年月日<u>(以下「合意日」という。)</u>及び合意内容を通知する。</p> <p>(2) 庁相互協議室は、申立者に(1)の通知を行った場合には、その旨を当該通知に係る<u>合意通知書</u>の写しを添付して庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている所得税、法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(3)・(4) (省略)</p>	<p>の求めにより又は必要に応じ、相互協議の実施に支障のない範囲において、相互協議の進ちよく状況を申立者に説明する。</p> <p>16 合意に先立っての申立者の意向の確認</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相手国等の権限ある当局と合意に至ると認められる状況となった場合には、合意に先立ち、合意案の内容を文書で申立者に通知するとともに、申立者が当該合意内容に同意するかどうかを申立者に確認する。</p> <p>(新 設)</p> <p>(2) 庁相互協議室は、申立者が<u>当該合意内容</u>に同意することを確認した後、相手国等の権限ある当局と合意する。</p> <p>17 相互協議の合意の通知</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相互協議において合意に至った場合には、申立者に、「相互協議の合意について(通知)」(別紙様式2)により、合意に至った年月日及び合意内容を通知する。</p> <p>(2) 庁相互協議室は、申立者に(1)の通知を行った場合には、その旨を当該通知書の写しを添付して庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている所得税、法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p> <p>(3)・(4) (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>18 相互協議手続の終了</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相互協議の開始後において次に掲げる場合に該当するときは、相手国等の権限ある当局に、相互協議の終了を申し入れる。</p> <p>イ～ホ (省 略)</p> <p>へ 16(1)の確認を行った場合において、申立者が権限ある当局間の合意案の<u>内容に同意しなかった場合</u></p> <p>ト (省 略)</p> <p>チ その他相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合</p> <p><u>(注) チに掲げる場合には、例えば、次のような場合が該当する。</u></p> <p><u>1 相手国等において事前確認に係る制度又は手続が具体的に定められていないことその他相手国等の法令及び行政上の慣行により、当該相手国等において相互協議の合意の内容の実施を確保することが困難であると認められる場合</u></p> <p><u>2 事前確認に係る事案について、庁相互協議室が、独立企業間価格の算定方法その他の事項に係る自らの見解を明らかにする文書を当該事案に係る相手国等の権限ある当局に対して送付した日から1年を経過する日までの間に、繰り返しの要請を行ったにもかかわらず、当該相手国等の権限ある当局から当該文書に相当する文書が庁相互協議室に対して送付されない場合</u></p> <p>(2)～(4) (省 略)</p>	<p>18 相互協議手続の終了</p> <p>(1) 庁相互協議室は、相互協議の開始後において次に掲げる場合に該当するときは、相手国等の権限ある当局に、相互協議の終了を申し入れる。</p> <p>イ～ホ (同 左)</p> <p>へ 16(1)の確認を行った場合において、申立者が権限ある当局間の合意案に同意しなかった場合</p> <p>ト (同 左)</p> <p>チ その他相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合</p> <p>(新 設)</p> <p>(2)～(4) (同 左)</p>
<p>19 (省 略)</p>	<p>19 (同 左)</p>
<p>20 確定申告書等の保存措置の解除</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p>	<p>20 確定申告書等の保存措置の解除</p> <p>(1)・(2) (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>(3) 局関係課は、庁主管課から(2)の指示を受けたときは、申立者の納税地の所轄税務署長(当該申立者が行った相互協議の申立ての対象となる取引等が当該申立者の連結子法人に係るものである場合には、当該申立者の納税地の所轄税務署長及び当該連結子法人の所轄税務署長)に必要な指示を行う。</p>	<p>(3) 局関係課は、庁主管課から(2)の指示を受けたときは、申立者の納税地の所轄税務署長(当該申立ての対象となる取引等が連結子法人に係るものである場合には、申立者の納税地の所轄税務署長及び当該連結子法人の所轄税務署長)に必要な指示を行う。</p>
<p>第3 相手国等の権限ある当局からの申入れに係る相互協議</p>	<p>第3 相手国等の権限ある当局からの申入れに係る相互協議</p>
<p>21 事前相談</p> <p>庁相互協議室は、<u>個人又は法人から</u>相手国等の権限ある当局に対する相互協議の申立てに関して事前相談の要請を受けた場合には、これに応じ、<u>必要な助言を行う等、適切に対応する。</u>その後の手続は5に定めるところによる。</p>	<p>21 事前相談</p> <p>庁相互協議室は、相手国等の権限ある当局に対する相互協議の申立てに関して<u>相談(代理人を通じた匿名の相談を含む。)</u>があった場合には、これに応じ、その後の手続は5に定めるところによる。</p>
<p>22 相互協議の申入れがあった場合の手続</p> <p>(1) 相手国等の権限ある当局から相互協議の申入れがあった場合には、庁相互協議室は、当該申入れが23から25までに定める場合に該当する場合を除き、次に掲げる事項を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求める。</p> <p>イ・ロ (省略)</p> <p>ハ 当該申入れが非居住者又は外国法人に対する我が国における課税に係るものである場合(トに掲げる場合に該当する場合を除く。)には、当該非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、相互協議の対象となる年分又は事業年度、課税が行われた年月日、当該非居住者又は外国法人の納税管理人が定められている場合には当該納税管理人の氏名及び住所等</p> <p>ニ～リ (省略)</p> <p>(注) (省略)</p>	<p>22 相互協議の申入れがあった場合の手続</p> <p>(1) 相手国等の権限ある当局から<u>租税条約の規定に基づく</u>相互協議の申入れがあった場合には、庁相互協議室は、当該申入れが23から25までに定める場合に該当する場合を除き、次に掲げる事項を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求める。</p> <p>イ・ロ (同 左)</p> <p>ハ 当該申入れが、<u>非居住者又は外国法人に対する我が国における課税に係るものである場合(トに掲げる場合に該当する場合を除く。)</u>には、当該非居住者又は外国法人の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地、相互協議の対象となる年分又は事業年度、課税が行われた年月日、当該非居住者又は外国法人の納税管理人が定められている場合には当該納税管理人の氏名及び住所等</p> <p>ニ～リ (同 左)</p> <p>(注) (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>23 移転価格課税等に係る相互協議の申入れがあった場合の手続</p> <p>(1) 相手国等の権限ある当局から相互協議の申入れ(内国法人が当該相手国等の権限ある当局に対して行った相互協議の申立てに係るものを除く。)があった場合において、当該申入れが内国法人とその国外関連者との間における取引に関する移転価格課税に係るものであるとき等、相互協議の結果、内国法人の所得金額等が変更される可能性があるときは、庁相互協議室は、当該申入れに係る事項が租税条約において相互協議の対象とされているものでない場合を除き、当該内国法人が租税条約の規定に基づく相互協議の申立てを行っているかどうかを確認する。</p> <p>(2) (1)の確認を行った場合において、6(1)により当該内国法人が相互協議の申立てを<u>既</u>に行っているとき又は行うときは、その後の手続は第2に定めるところによる。</p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、租税条約の規定に基づき、当該内国法人が相手国等の権限ある当局に対して相互協議の申立てを<u>既</u>に行っているとき又は行うときは、庁相互協議室は、22(1)イ、ロ、ニ及びりに掲げる事項を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求め、その後の手続は22(2)及び(3)並びに27から30までに定めるところによる。</p> <p>(4) (省 略)</p>	<p>(2)・(3) (同 左)</p> <p>23 移転価格課税等に係る相互協議の申入れがあった場合の手続</p> <p>(1) 相手国等の権限ある当局から<u>租税条約の規定に基づく</u>相互協議の申入れ(内国法人が当該相手国等の権限ある当局に対して行った相互協議の申立てに係るものを除く。)があった場合において、当該申入れが内国法人とその国外関連者との間における取引に関する移転価格課税に係るものであるとき等、相互協議の結果、内国法人の所得金額等が変更される可能性があるときは、庁相互協議室は、当該申入れに係る事項が租税条約において相互協議の対象とされているものでない場合を除き、当該内国法人が租税条約の規定に基づく相互協議の申立てを行っているかどうかを確認する。</p> <p>(2) (1)の確認を行った場合において、6(1)により当該内国法人が<u>既</u>に相互協議の申立てを行っているとき又は行うときは、その後の手続は第2に定めるところによる。</p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、租税条約の規定に基づき、当該内国法人が<u>既</u>に相手国の権限のある当局に対して相互協議の申立てを行っているとき又は行うときは、庁相互協議室は、22(1)イ、ロ、ニ及びりに掲げる事項を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求め、その後の手続は22(2)及び(3)並びに27から30までに定めるところによる。</p> <p>(4) (同 左)</p>
<p>24 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続(<u>居住者又は</u>内国法人の場合)</p> <p>(1) 相手国等の権限ある当局から相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが<u>居住者又は</u>内国法人に関する事前確認に係るものであるときは、庁相互協議室は、当該<u>居住者又は</u>内国法人が本事務運営指針の取扱いに基づく</p>	<p>24 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続(内国法人の場合)</p> <p>(1) 相手国等の権限ある当局から<u>租税条約の規定に基づく</u>相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが内国法人に関する事前確認に係るものであるときは、庁相互協議室は、当該内国法人が本事務運営指針の取扱いに基づく</p>

改正後	改正前
<p>相互協議の申立てを行っているかどうか及び移転価格事務運営要領6-2、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-2、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1、<u>連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1</u>又は<u>個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領6-1</u>に定める事前確認の申出を行っているかどうかを確認する。</p> <p>(2) (1)の確認を行った場合において、当該<u>居住者又は内国法人</u>が6(1)の相互協議の申立て及び事前確認の申出の双方を<u>既</u>に行っているとき又は行うときは、その後の手続は第2に定めるところによる。</p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、当該<u>居住者又は内国法人</u>が6(1)の相互協議の申立てを行わないとき又は事前確認の申出を行わないときは、その後の手続は29に定めるところによる。</p>	<p>く相互協議の申立てを行っているかどうか及び移転価格事務運営要領6-2、連結法人に係る移転価格事務運営要領6-2、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領7-1 <u>又は連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1</u>に定める事前確認の申出を行っているかどうかを確認する。</p> <p>(2) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が<u>既</u>に6(1)の相互協議の申立て及び事前確認の申出の双方を行っているとき又は行うときは、その後の手続は第2に定めるところによる。</p> <p>(3) (1)の確認を行った場合において、当該内国法人が6(1)の相互協議の申立てを行わないとき又は事前確認の申出を行わないときは、その後の手続は29に定めるところによる。</p>
<p>25 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続(非居住者又は外国法人の場合)</p> <p>(1) 相手国等の権限ある当局から相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが非居住者又は外国法人の我が国に有する恒久的施設に関する事前確認に係るものであるときは、庁相互協議室は、当該非居住者又は外国法人が当該恒久的施設に関して移転価格事務運営要領6-2、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領6-1 又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1 に定める事前確認の申出を行っているかどうかを確認する。</p> <p>(2) (1)の確認を行った場合において、当該非居住者又は外国法人が事前確認の申出を<u>既</u>に行っているとき又は行うときは、庁相互協議室は、22(1)イ及びロに掲げる事項並びに当該非居住者又は外国法人の恒久的施設の名称及び所在地を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求</p>	<p>25 事前確認に係る相互協議の申入れがあった場合の手続(非居住者又は外国法人の場合)</p> <p>(1) 相手国等の権限ある当局から<u>租税条約の規定に基づく</u>相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが非居住者又は外国法人の我が国に有する恒久的施設に関する事前確認に係るものであるときは、庁相互協議室は、当該非居住者又は外国法人が当該恒久的施設に関して移転価格事務運営要領6-2、恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領6-1 又は個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領5-1 に定める事前確認の申出を行っているかどうかを確認する。</p> <p>(2) (1)の確認を行った場合において、当該非居住者又は外国法人が<u>既</u>に事前確認の申出を行っているとき又は行うときは、庁相互協議室は、22(1)イ及びロに掲げる事項並びに当該非居住者又は外国法人の恒久的施設の名称及び所在地を庁主管課に通知するとともに、確定申告書等の保存措置を講じることを求</p>

改正後	改正前
<p>め、その後の手続は22(2)及び(3)並びに27から30までに定めるところによる。</p>	<p>め、その後の手続は22(2)及び(3)並びに27から30までに定めるところによる。</p>
<p>(3) (省 略)</p>	<p>(3) (同 左)</p>
<p>26 源泉徴収に係る相互協議の申入れがあった場合の源泉徴収義務者への連絡</p>	<p>26 源泉徴収に係る相互協議の申入れがあった場合の源泉徴収義務者への連絡</p>
<p>相手国等の権限ある当局から相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが我が国の源泉徴収義務者が行った源泉徴収に係るものであるときは、庁相互協議室は、相手国等の権限ある当局から相互協議の申入れがあった旨を、源泉徴収義務者に連絡する。</p>	<p>相手国等の権限ある当局から<u>租税条約の規定に基づく</u>相互協議の申入れがあった場合において、当該申入れが我が国の源泉徴収義務者が行った源泉徴収に係るものであるときは、庁相互協議室は、相手国等の権限ある当局から相互協議の申入れがあった旨を、源泉徴収義務者に連絡する。</p>
<p>27 資料の提出等</p>	<p>27 資料の提出等</p>
<p>(1)～(3) (省 略)</p>	<p>(1)～(3) (同 左)</p>
<p>(4) 庁相互協議室は、<u>相手国等の権限ある当局からの相互協議の申入れが我が国において租税条約の規定に適合しない課税を受けたと認められることを理由として行われたものである場合には、庁主管課に、当該課税の内容(当該相互協議の申入れが我が国において租税条約の規定に適合しない課税を受けるに至ると認められることを理由として行われたものである場合には、当該課税に係る事実関係の概要)</u>を記載した書類の提出を求める。</p>	<p>(4) 庁相互協議室は、申入れが我が国における課税に係るものである場合には、庁主管課に、当該課税の内容(<u>課税に至っていない場合には、事実関係の概要</u>)を記載した書類の提出を求める。</p>
<p>28 相互協議の合意の通知</p>	<p>28 相互協議の合意の通知</p>
<p>(1) 庁相互協議室は、相互協議において合意に至った場合には、<u>合意日</u>及び合意内容を庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている所得税、法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p>	<p>(1) 庁相互協議室は、相互協議において合意に至った場合には、<u>合意に至った年月日</u>及び合意内容を庁主管課に通知する(当該通知に係る相互協議の対象となっている所得税、法人税又は地方法人税が納税の猶予に係るものである場合には、庁徴収課にも併せて通知する。)</p>
<p>(2)～(5) (省 略)</p>	<p>(2)～(5) (同 左)</p>
<p>29 相互協議手続の終了</p>	<p>29 相互協議手続の終了</p>

改正後	改正前
<p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合には、相手国等の権限ある当局に、相互協議の終了を申し入れる。</p> <p>イ・ロ (省 略)</p> <p>ハ 24(1)の確認を行った場合において、当該居住者又は内国法人(連結子法人にあっては、その連結親法人)が、6(1)の相互協議の申立てを行わない場合又は事前確認の申出を行わない場合</p> <p>ニ～チ (省 略)</p> <p>リ その他相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合</p> <p><u>(注) リに掲げる場合には、例えば、次のような場合が該当する。</u></p> <p><u>1 相手国等において事前確認に係る制度又は手続が具体的に定められていないことその他相手国等の法令及び行政上の慣行により、当該相手国等において相互協議の合意の内容の実施を確保することが困難であると認められる場合</u></p> <p><u>2 事前確認に係る事案について、庁相互協議室が、独立企業間価格の算定方法その他の事項に係る自らの見解を明らかにする文書を当該事案に係る相手国等の権限ある当局に対して送付した日から1年を経過する日までの間に、繰り返しの要請を行ったにもかかわらず、当該相手国等の権限ある当局から当該文書に相当する文書が庁相互協議室に対して送付されない場合</u></p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>(4) 庁相互協議室は、相互協議手続を終了した場合において、当該相互協議が我が国の源泉徴収義務者が行った源泉徴収に係るものである<u>ときは</u>、相互協議を終了した旨を源泉徴収義務者に連絡する。</p> <p>30 (省 略)</p>	<p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合には、相手国等の権限ある当局に、相互協議の終了を申し入れる。</p> <p>イ・ロ (同 左)</p> <p>ハ 24(1)の確認を行った場合において、当該内国法人(連結子法人にあっては、その連結親法人)が、6(1)の相互協議の申立てを行わない場合又は事前確認の申出を行わない場合</p> <p>ニ～チ (同 左)</p> <p>リ その他相互協議を継続しても適切な解決に至ることができないと認められる場合</p> <p>(新 設)</p> <p>(2)・(3) (同 左)</p> <p>(4) 庁相互協議室は、相互協議手続を終了した場合において、当該相互協議が我が国の源泉徴収義務者が行った源泉徴収に係るものである<u>場合には</u>、相互協議を終了した旨を源泉徴収義務者に連絡する。</p> <p>30 (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>第4 <u>相互協議</u>の申立てに基づかない相互協議の申入れ</p> <p>31 <u>相互協議</u>の申立てに基づかない相互協議の申入れ 庁相互協議室は、6(1)の相互協議の申立てがない場合であっても、必要に応じ、相手国等の権限ある当局に相互協議の申入れを行う。 (注) 6(1)の相互協議の申立てによらず相手国等の権限ある当局に相互協議の申入れを行うのは、例えば、<u>次に掲げる</u>場合である。 イ～ハ (省 略)</p> <p>32 (省 略)</p> <p>33 相互協議の申入れを行った旨の通知等 (1) (省 略) (2) 庁相互協議室は、相互協議において合意に至った場合には、(1)の通知を行った居住者等に対し、当該<u>相互協議</u>の合意内容を通知する。 (3) (省 略)</p> <p>第5 仲裁</p> <p>34～37 (省 略)</p> <p>38 事前相談 庁相互協議室は、<u>相互協議の申立てを行った個人又は法人から仲裁の要請に関して事前相談の要請を受けた場合には、これに応じ、必要な助言を行う等、適切に対応する。</u></p>	<p>第4 <u>居住者・内国法人等</u>からの申立てに基づかない相互協議の申入れ</p> <p>31 <u>居住者・内国法人等</u>からの申立てに基づかない相互協議の申入れ 庁相互協議室は、6(1)の相互協議の申立てがない場合であっても、必要に応じ、相手国等の権限ある当局に相互協議の申入れを行う。 (注) 6(1)の相互協議の申立てによらず相手国等の権限ある当局に相互協議の申入れを行うのは、例えば<u>次のような</u>場合である。 イ～ハ (同 左)</p> <p>32 (同 左)</p> <p>33 相互協議の申入れを行った旨の通知等 (1) (同 左) (2) 庁相互協議室は、相互協議において合意に至った場合には、(1)の通知を行った居住者等に対し、当該<u>合意</u>の内容を通知する。 (3) (同 左)</p> <p>第5 仲裁</p> <p>34～37 (同 左)</p> <p>38 事前相談 庁相互協議室は、<u>仲裁の要請前に相談(代理人を通じた匿名の相談を含む。)があった場合には、これに応じる。</u></p>

改正後	改正前
<p>39 (省 略)</p> <p>40 仲裁の要請を行った者等への通知</p> <p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を事案によって直接に影響を受ける者(相互協議の合意により我が国又は相手国等において所得金額等が変更される可能性のある者をいう。以下40において同じ。)に該当する個人又は法人(当該事案に係る取引の当事者である法人が連結子法人である場合には、その連結親法人。以下40において同じ。)に通知する。</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ 仲裁手続の期間の延長が行われた場合 当該仲裁手続の期間の延長の理由及び延長の期間</p> <p>(注) 仲裁手続の期間の延長が行われた場合とは、例えば、<u>次に掲げる場合</u>である。</p> <p>イ～ハ (省 略)</p> <p>ハ 仲裁決定が行われる前に仲裁手続が終了した場合 当該終了の理由</p> <p>(注) 仲裁決定が行われる前に仲裁手続が終了した場合とは、例えば、<u>次に掲げる場合</u>である。</p> <p>イ・ロ (省 略)</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>41 (省 略)</p> <p>42 仲裁の要請の取下げ</p> <p>(1) (省 略)</p>	<p>39 (同 左)</p> <p>40 仲裁の要請を行った者等への通知</p> <p>(1) 庁相互協議室は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項を事案によって直接に影響を受ける者(相互協議の合意により我が国又は相手国等において所得金額等が変更される可能性のある者をいう。以下40において同じ。)に該当する個人又は法人(当該事案に係る取引の当事者である法人が連結子法人である場合には、その連結親法人。以下40において同じ。)に通知する。</p> <p>イ (同 左)</p> <p>ロ 仲裁手続の期間の延長が行われた場合 当該仲裁手続の期間の延長の理由及び延長の期間</p> <p>(注) 仲裁手続の期間の延長が行われた場合とは、例えば<u>次のような場合</u>である。</p> <p>イ～ハ (同 左)</p> <p>ハ 仲裁決定が行われる前に仲裁手続が終了した場合 当該終了の理由</p> <p>(注) 仲裁決定が行われる前に仲裁手続が終了した場合とは、例えば<u>次のような場合</u>である。</p> <p>イ・ロ (同 左)</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>41 (同 左)</p> <p>42 仲裁の要請の取下げ</p> <p>(1) (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 仲裁の要請の取下げは、「仲裁要請の取下書」(別紙様式8)を、庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。</p> <p>(注) 税務署に仲裁要請の取下書が誤って提出された場合には、管理運営担当部門は、速やかにこれを庁相互協議室に送付し、その旨を当該取下書を提出した者に通知する。</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p>	<p>(2) 仲裁の要請の取下げは、「仲裁要請の取下書」(別紙様式8)を、庁相互協議室に提出することにより行われるものとする。</p> <p>(注) 税務署に仲裁の取下書が誤って提出された場合には、管理運営担当部門は、速やかにこれを庁相互協議室に送付し、その旨を当該取下書を提出した者に通知する。</p> <p>(3)・(4) (同 左)</p>
<p>第6 納税の猶予及び徴収猶予(地方税)に係る事務手続</p>	<p>第6 納税の猶予及び徴収猶予(地方税)に係る事務手続</p>
<p>43 納税の猶予</p>	<p>43 納税の猶予</p>
<p>(1) <u>所轄税務署長(納税の猶予を受けようとする個人又は法人に係る国税について国税通則法第43条第3項《国税の徴収の所轄庁》の規定に基づき国税局長に徴収の引継ぎがされている場合は、所轄国税局長をいう。以下43において同じ。)</u>は、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を限度として、相互協議の申立てを行った個人又は法人の申請に基づき、その納税を猶予することができる。</p> <p>イ <u>個人が3(1)に掲げる相互協議の申立てを行った場合又は相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てを行った場合</u> これらの申立てに係る租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号《非居住者の内部取引に係る課税の特例》(同法第41条の19の5第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額及び当該所得税の額に係る国税通則法第69条《加算税の税目》に規定する加算税の額として租税特別措置法施行令第25条の18の4第1項《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》(同令第26条の28の7第4項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含む。)で定めるところにより計算した金額</p>	<p>(1) <u>個人又は法人が3(1)に掲げる相互協議の申立てを行った場合又は相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てを行った場合には、所轄税務署長(納税の猶予を受けようとする個人又は法人に係る国税について国税通則法第43条第3項《国税の徴収の所轄庁》の規定に基づき国税局長に徴収の引継ぎがされている場合は、所轄国税局長をいう。以下43において同じ。)</u>は、当該申立てに係る租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号《非居住者の内部取引に係る課税の特例》(同法第41条の19の5第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額又は同法第66条の4第21項第1号(同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第1号(同法第68条の107の2第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額)及び同法第66条の4第21項第3号(同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第3号(同法第68条の107の2第13項において準用する場合を</p>

改正後	改正前
<p>ロ 法人が3(1)に掲げる相互協議の申立てを行った場合又は相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てを行った場合 これらの申立てに係る租税特別措置法第66条の4第21項第1号(同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第1号(同法第68条の107の2第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額)及び同法第66条の4第21項第3号(同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第3号(同法第68条の107の2第13項において準用する場合を含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額)並びに当該法人税の額及び地方法人税の額に係る国税通則法第69条に規定する加算税の額として租税特別措置法施行令第39条の12の2第1項《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》(同令第39条の12の3第5項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》及び第39条の33の4第3項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含む。)又は第39条の112の2第1項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》(同令第39条の126の4第3項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含む。)で定めるところにより計算した金額</p> <p>(注) (省 略)</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p> <p>(4) 添付書類</p> <p>納税の猶予申請書には、次の書類各2部を添付する。</p> <p>イ (省 略)</p>	<p>含む。以下同じ。)に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額)並びに当該所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額に係る国税通則法第69条《加算税の税目》に規定する加算税の額として租税特別措置法施行令第25条の18の4第1項《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》、第39条の12の2第1項《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》又は第39条の112の2第1項《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予の申請手続等》で定めるところにより計算した金額を限度として、当該申立てを行った者の申請に基づき、その納税を猶予することができる。</p> <p>(注) (同 左)</p> <p>(2)・(3) (同 左)</p> <p>(4) 添付書類</p> <p>納税の猶予申請書には、次の書類各2部を添付する。</p> <p>イ (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>ロ 下に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めることを明らかにする書類</p> <p>① 申請者が個人である場合 納税の猶予に係る所得税等が、租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額であること及び相互協議の申立てに係る相手国等との間の相互協議の対象となるものであること</p> <p>② 申請者が法人である場合 納税の猶予に係る所得税等が、租税特別措置法第66条の4第21項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額)及び同法第66条の4第21項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額)であること並びに相互協議の申立てに係る相手国等との間の相互協議の対象となるものであること</p> <p>(5)・(6) (省 略)</p> <p>(7) 国税局長への徴収の引継ぎ等</p> <p>イ 徴収担当部門は、(3)ロの納税の猶予申請書の回付を受けた場合には、当該申請をした者に係る国税について、国税通則法第43条第3項の規定に基づく徴収の引継ぎその他の納税の猶予に係る事務処理を行うよう管理運営担当部門に速やかに依頼する。この場合において、管理運営担当部門は、速やかに徴収の引継ぎその他の納税の猶予に係る事務処理を行う。</p> <p>ロ (省 略)</p> <p>(8) (省 略)</p> <p>(9) 納税の猶予の対象となる額の連絡</p> <p>イ 個人担当部門、法人担当部門又は局調査課(国税局調査査察部調査管理課</p>	<p>ロ 納税の猶予に係る所得税等が、租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額又は同法第66条の4第21項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額)及び同法第66条の4第21項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額)であること並びに相互協議の申立てに係る相手国等との間の相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類</p> <p>(5)・(6) (同 左)</p> <p>(7) 国税局長への徴収の引継ぎ等</p> <p>イ 徴収担当部門は、(3)ロの納税の猶予申請書の回付を受けた場合には、当該申請をした者に係る国税について、国税通則法第43条第3項の規定に基づく徴収の引継ぎ及びその他の納税の猶予に係る事務処理を行うよう管理運営担当部門に速やかに依頼する。この場合において、管理運営担当部門は、速やかに徴収の引継ぎ及びその他の納税の猶予に係る事務処理を行う。</p> <p>ロ (同 左)</p> <p>(8) (同 左)</p> <p>(9) 納税の猶予の対象となる額の連絡</p> <p>イ 個人担当部門、法人担当部門又は局調査課(国税局調査査察部(東京及び</p>

改正後	改正前
<p>(東京国税局及び大阪国税局にあっては調査第一部調査管理課、名古屋国税局にあっては調査部調査管理課)及び沖縄国税事務所調査課をいう。以下同じ。)は、調査(国税通則法第7章の2《国税の調査》関係通達1-1に定める調査をいう。)に当たって個人又は法人が納税の猶予の申請の意思を有していることを把握した場合には、当該納税の猶予の対象となる額を、局特別整理部門及び庁主管課(個人担当部門においては、局個人課税課(国税局課税第一部個人課税課(金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあっては課税部個人課税課)及び沖縄国税事務所個人課税課をいう。以下同じ。)經由、法人担当部門においては、局法人課税課(国税局課税第二部法人課税課(金沢国税局、高松国税局及び熊本国税局にあっては課税部法人課税課)及び沖縄国税事務所法人課税課をいう。以下同じ。)經由)に通知する。</p> <p>ロ 庁主管課(国税庁課税部個人課税課、法人課税課又は国税庁調査査察部調査課に限る。以下同じ。)は、局関係課(局調査課、局個人課税課又は局法人課税課に限る。以下同じ。)からイの通知を受けた場合には、当該通知に係る納税の猶予の対象となる額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>ハ・ニ (省略)</p> <p>(10) (省略)</p> <p>(11) 納税の猶予要件の審査</p> <p>イ (省略)</p> <p>ロ 庁相互協議室は、(8)イ又はロにより納税の猶予申請書の写しの送付を受けた場合には、当該申請について、(2)イからハまでに掲げる要件に該当しているか否かを確認の上、庁徴収課を通じて局特別整理部門に連絡する。</p> <p>(12)~(14) (省略)</p> <p>(15) 納税の猶予の取消し</p> <p>イ 局特別整理部門は、納税の猶予を受けている者が次のいずれかに該当する場合には、その猶予を取り消すことができる。</p>	<p>大阪国税局にあっては調査第一部、名古屋国税局にあっては調査部)調査管理課及び沖縄国税事務所調査課をいう。以下同じ。)は、調査(国税通則法第7章の2《国税の調査》関係通達1-1に定める調査をいう。)に当たって個人又は法人が納税の猶予の申請の意思を有していることを把握した場合には、当該納税の猶予の対象となる額を、局特別整理部門及び庁主管課(個人担当部門においては、局個人課税課(国税局課税第一部(金沢、高松及び熊本国税局にあっては課税部)個人課税課及び沖縄国税事務所個人課税課をいう。以下同じ。)經由、法人担当部門においては、局法人課税課(国税局課税第二部(金沢、高松及び熊本国税局にあっては課税部)法人課税課及び沖縄国税事務所法人課税課をいう。以下同じ。)經由)に通知する。</p> <p>ロ 庁主管課(国税庁課税部個人課税課、法人課税課又は国税庁調査査察部調査課をいう。以下同じ。)は、局関係課(局調査課、局個人課税課又は局法人課税課をいう。以下同じ。)からイの通知を受けた場合には、当該通知に係る納税の猶予の対象となる額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>ハ・ニ (同左)</p> <p>(10) (同左)</p> <p>(11) 納税の猶予要件の審査</p> <p>イ (同左)</p> <p>ロ 庁相互協議室は、(8)イ又はロにより納税の猶予申請書の写しの送付を受けた場合には、当該申請について、(2)イ、ロ及びハの要件に該当しているか否かを確認の上、庁徴収課を通じて局特別整理部門に連絡する。</p> <p>(12)~(14) (同左)</p> <p>(15) 納税の猶予の取消し</p> <p>イ 局特別整理部門は、納税の猶予を受けている者が次のいずれかに該当する場合には、その猶予を取り消すことができる。</p>

改正後	改正前
<p>①～⑤ (省 略)</p> <p>⑥ 猶予を受けている者の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でない認められるとき。</p> <p>(注) 庁相互協議室、局調査課又は個人担当部門若しくは法人担当部門は、納税の猶予を受けている個人又は法人について財産の状況その他の事情の変化があったことを把握した場合には、遅滞なく局特別整理部門(庁相互協議室においては庁徴収課経由、個人担当部門においては局個人課税課経由、法人担当部門においては局法人課税課経由)にその旨を連絡する。</p> <p>ロ～ニ (省 略)</p> <p>(16～18) (省 略)</p>	<p>①～⑤ (同 左)</p> <p>⑥ 猶予を受けている者の財産の状況その他の事情の変化により、その猶予を継続することが適当でない認められるとき。</p> <p>(注) 庁相互協議室、局調査課又は個人担当部門若しくは法人担当部門は、納税の猶予を受けている個人又は法人について財産の状況その他の事情の変化があったことを把握した場合には、遅滞なく局特別整理部門(庁相互協議室においては庁徴収課経由、個人担当部門においては局個人課税課経由、法人担当部門においては局法人課税課経由。)にその旨を連絡する。</p> <p>ロ～ニ (同 左)</p> <p>(16～18) (同 左)</p>
<p>44 徴収猶予(地方税)に係る都道府県等への通知</p> <p>(1) 我が国において移転価格課税、<u>内部取引に係る課税の特例に基づく課税(租税特別措置法第40条の3の3第1項又は第66条の4の3第1項の規定に基づく課税をいう。以下同じ。)</u>又は<u>国外所得金額の計算の特例に基づく課税(租税特別措置法第41条の19の5第1項、第67条の18第1項又は第68条の107の2第1項の規定に基づく課税をいう。以下同じ。)</u>を受けたことを理由として、<u>個人又は法人が、3(1)に掲げる相互協議の申立てをした場合又は相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをし、かつ、当該相手国等の権限ある当局から22(1)に掲げる相互協議の申入れがあった場合の処理は、次による。</u></p> <p>イ <u>個人担当部門、法人担当部門又は局調査課は、庁主管課(個人担当部門においては局個人課税課、法人担当部門においては局法人課税課経由)から6(1)により行われた相互協議の申立て(22(1)に掲げる相互協議の申入れがあった場合を含む。以下同じ。)</u>について、個人担当部門及び法人担当部門に</p>	<p>44 徴収猶予(地方税)に係る都道府県等への通知</p> <p>(1) 我が国において移転価格課税、<u>国外所得金額の計算の特例に基づく課税(租税特別措置法第67条の18第1項又は第68条の107の2第1項の規定に基づく課税をいう。以下同じ。)</u>を受けたことを理由として、<u>法人が3(1)に掲げる相互協議の申立てをした場合(我が国において移転価格課税又は内部取引に係る課税の特例に基づく課税(租税特別措置法第66条の4の3第1項の規定に基づく課税をいう。以下同じ。)</u>を受けたことを理由として、<u>法人が相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てをし、かつ、当該相手国等の権限ある当局から22(1)に掲げる相互協議の申入れがあった場合を含む。以下同じ。)</u>の処理は、次による。</p> <p>イ <u>法人担当部門又は局調査課は、庁主管課(法人担当部門においては局法人課税課経由)から6(1)により行われた相互協議の申立て(22(1)に掲げる相互協議の申入れがあった場合を含む。以下同じ。)</u>について、<u>7(1)又は22(1)の通知を受けた場合には、当該通知に係る相互協議の申立てに係る租税特別</u></p>

改正後	改正前
<p>においては7(3)又は22(3)の指示を受けた場合、及び、局調査課においては7(2)又は22(2)の指示を受けた場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を庁主管課（個人担当部門においては局個人課税課、法人担当部門においては局法人課税課経由）に連絡する。</p> <p>① 当該指示に係る申立者又は相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てを行った者が個人である場合 当該指示に係る相互協議の申立ての基因となった租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号に掲げる更正決定に係る所得税の額及び当該所得税の額の課税標準とされた所得金額</p> <p>② 当該指示に係る申立者又は相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てを行った者が法人である場合 当該指示に係る相互協議の申立ての基因となった租税特別措置法第66条の4第21項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額（連結法人にあつては相互協議の申立ての基因となった同法第68条の88第22項第1号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額）及び同法第66条の4第21項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税額（連結法人にあつては相互協議の申立ての基因となった同法第68条の88第22項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税額）並びに当該法人税額の課税標準とされた所得金額（連結法人にあつては相互協議の申立ての基因となった同法第68条の88第22項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額）</p> <p>ロ 庁主管課は、局関係課からイの連絡を受けた場合には、当該連絡に係るイ①又は②に定める事項（以下「相互協議の申立てに係る更正決定額」という。）を庁相互協議室に通知する。</p> <p>（注） 我が国における移転価格課税、内部取引に係る課税の特例に基づく課税又は国外所得金額の計算の特例に基づく課税に係る事業年度又は年分が複数ある場合には、各事業年度又は各年分に分けて相互協議の申</p>	<p>措置法第66条の4第21項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額（連結法人にあつては相互協議の申立てに係る同法第68条の88第22項第1号に掲げる更正決定に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額）、同法第66条の4第21項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税額（連結法人にあつては相互協議の申立てに係る同法第68条の88第22項第3号に掲げる更正決定に係る地方法人税額）及び当該法人税額の課税標準とされた所得金額（連結法人にあつては相互協議の申立てに係る同法第68条の88第22項第1号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額）（以下「相互協議の申立てに係る更正決定額」という。）について、庁主管課（法人担当部門においては局法人課税課経由）に連絡する。</p> <p>ロ 庁主管課は、局関係課からイの連絡を受けた場合には、当該連絡に係る相互協議の申立てに係る更正決定額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>（注） 我が国における移転価格課税、内部取引に係る課税の特例に基づく課税又は国外所得金額の計算の特例に基づく課税に係る事業年度が複数の場合には、各事業年度に分けて相互協議の申立てに係る更正決定額</p>

改正後	改正前
<p>立てに係る更正決定額を通知することに留意する。</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、当該通知に係る個人又は法人(当該法人が連結法人である場合は、当該通知に係る相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)の住所所在地の市区町村税務課又は事務所若しくは事業所(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する個人又は法人にあっては、その主たる事務所又は事業所。以下同じ。)の所在地の都道府県税務課に、次の事項を通知する。</p> <p>① (省 略)</p> <p>② 移転価格課税、内部取引に係る課税の特例に基づく課税又は国外所得金額の計算の特例に基づく課税が行われた各事業年度又は各年分の相互協議の申立てに係る更正決定額</p> <p>③ 相互協議の申立てを行った個人又は法人(当該法人が連結法人である場合は、当該連結法人に係る連結親法人)の氏名又は名称及び代表者、住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに個人番号又は法人番号</p> <p>④ (省 略)</p> <p>⑤ 相互協議の申立てが行われた日(22(1)の相互協議の申入れがあった場合には、申入れが行われた日)</p> <p>⑥ 相互協議の申立てに係る更正決定額の年分又は事業年度</p> <p>⑦・⑧ (省 略)</p> <p>(注) 我が国において当該課税を受ける前に、個人又は法人が相互協議の申立てを行った場合等においては、当該課税の後、イからハまでの処理を行うことに留意する。</p> <p>(2) (1)の<u>処理に係る相互協議において合意に至った場合</u>(当該相互協議の合意内容が相互協議の申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合を除く。)の処理は、次による。</p>	<p>を通知することに留意する。</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、当該通知に係る法人(当該法人が連結法人である場合は、当該通知に係る相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)の事務所又は事業所(二以上の都道府県において事務所又は事業所を有する法人にあっては、その主たる事務所又は事業所。以下同じ。)の所在地の都道府県税務課に、次の事項を通知する。</p> <p>① (同 左)</p> <p>② 移転価格課税、内部取引に係る課税の特例に基づく課税又は国外所得金額の計算の特例に基づく課税が行われた各事業年度の相互協議の申立てに係る更正決定額</p> <p>③ 相互協議の申立てを行った法人の名称、代表者、事務所又は事業所の所在地及び法人番号</p> <p>④ (同 左)</p> <p>⑤ 相互協議の申立てが行われた日(22(1)の相互協議の申入れがあった場合には、申入れが行われた日。)</p> <p>⑥ 相互協議の申立てに係る更正決定額の事業年度</p> <p>⑦・⑧ (同 左)</p> <p>(注) 我が国において当該課税を受ける前に、法人が相互協議の申立てを行った場合等においては、当該課税の後、イからハまでの処理を行うことに留意する。</p> <p>(2) (1)の相互協議の<u>合意が行われた場合</u>(当該合意の内容が相互協議の申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合を除く。)の処理は、次による。</p>

改正後	改正前
<p>イ <u>個人担当部門、法人担当部門又は局調査課は、(1)の処理に係る相互協議について、庁主管課(個人担当部門においては局個人課税課、法人担当部門においては局法人課税課経由)から17(3)又は28(2)の指示を受けた場合には、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を庁主管課(個人担当部門においては局個人課税課、法人担当部門においては局法人課税課経由)に連絡する。</u></p> <p>① <u>当該指示に係る申立者又は相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てを行った者が個人である場合 当該指示に係る相互協議の合意に基づく国税通則法第26条《再更正》の規定による更正に係る所得税額及び当該所得税額の課税標準とされた所得金額</u></p> <p>② <u>当該指示に係る申立者又は相手国等の権限ある当局に対し相互協議の申立てを行った者が法人である場合 当該指示に係る相互協議の合意に基づく国税通則法第26条の規定による更正に係る法人税額(連結法人にあつては当該相互協議の合意に基づく同条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額)及び同条の規定による更正に係る地方法人税額(連結法人にあつては当該相互協議の合意に基づく同条の規定による更正に係る地方法人税額)並びに当該法人税額の課税標準とされた所得金額(連結法人にあつては当該相互協議の合意に基づく同条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額)</u></p> <p>ロ 庁主管課は、局関係課からイの連絡を受けた場合には、当該連絡に係るイ①又は②に定める事項(以下「相互協議の合意に基づく更正額」という。)を庁相互協議室に通知する。</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、当該通知に係る個人又は法人(当該法人が連結法人である場合は、当該通知に係る相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)の住所所在地の市区町村税務課又は事務所若しくは事業所の所在地の都道</p>	<p>イ <u>法人担当部門又は局調査課は、(1)の相互協議について、庁主管課(法人担当部門においては局法人課税課経由)から17(3)又は28(2)の指示を受けた場合には、当該相互協議の合意に基づく国税通則法第26条《再更正》の規定による更正に係る法人税額(連結法人にあつては当該相互協議の合意に基づく同条の規定による更正に係る連結法人税額に係る個別帰属法人税額)、同条の規定による更正に係る地方法人税額(連結法人にあつては当該相互協議の合意に基づく同条の規定による更正に係る地方法人税額)及び当該法人税額の課税標準とされた所得金額(連結法人にあつては当該相互協議の合意に基づく同条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた連結所得に係る個別所得金額)(以下「相互協議の合意に基づく更正額」という。)を、</u> <u>庁主管課(法人担当部門においては局法人課税課経由)に連絡する。</u></p> <p>ロ 庁主管課は、局関係課からイの連絡を受けた場合には、当該連絡に係る相互協議の合意に基づく更正額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、当該通知に係る法人(当該法人が連結法人である場合は、当該通知に係る相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)の事務所又は事業所の所在地の都道府県税務課に次の事項を通知する。</p>

改正後	改正前
<p>府県税務課に次の事項を通知する。</p> <p>① 相互協議の合意に至った旨</p> <p>② <u>各年分又は各事業年度の相互協議の合意に基づく更正額</u></p> <p>③ 相互協議の申立てを行った<u>個人又は法人（当該法人が連結法人である場合は、当該連結法人に係る連結親法人）の氏名又は名称及び代表者、住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに個人番号又は法人番号</u></p> <p>④ （省 略）</p> <p>⑤ 相互協議の合意日</p> <p>⑥ 相互協議の合意に基づく更正決定額の<u>年分又は事業年度</u></p> <p>⑦・⑧ （省 略）</p> <p>(3) (1)の<u>処理に係る相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、合意に至った場合</u>(当該相互協議の合意内容が相互協議の申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合を除く。)には、(2)イからハマでに加えて、次の処理も行うことに留意する。</p> <p>イ <u>個人担当部門、法人担当部門又は局調査課は、(1)の処理に係る相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、庁主管課(個人担当部門においては局個人課税課経由、法人担当部門においては局法人課税課経由)から17(3)又は28(2)の指示を受けた場合には、(2)イの連絡と同時に、他の継続する相互協議に係る更正決定額((1)の処理に係る相互協議において、合意に至った相互協議が申し立てられなかったものとして計算した相互協議の申立てに係る更正決定額をいう。以下この(3)において同じ。)を、庁主管課(個人担当部門においては局個人課税課経由、法人担当部門においては局法人課税課経由)に連絡する。</u></p> <p>ロ （省 略）</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、<u>市区町村税務課又は都道府県税務課に(2)ハ①から⑧までの事項に加え、他の継続する</u></p>	<p>① 相互協議の合意が行われた旨</p> <p>② 各事業年度の相互協議の合意に基づく更正額</p> <p>③ 相互協議の申立てを行った法人の名称、<u>代表者、事務所又は事業所の所在地及び法人番号</u></p> <p>④ （同 左）</p> <p>⑤ 相互協議の合意が行われた日</p> <p>⑥ 相互協議の合意に基づく更正決定額の事業年度</p> <p>⑦・⑧ （同 左）</p> <p>(3) (1)の相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、<u>合意が行われた場合</u>(当該合意の内容が相互協議の申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合を除く。)には、(2)イからハマでに加えて、次の処理も行うことに留意する。</p> <p>イ 法人担当部門又は局調査課は、(1)の相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、庁主管課(法人担当部門においては局法人課税課経由)から17(3)又は28(2)の指示を受けた場合には、(2)イの連絡と同時に、他の継続する相互協議に係る更正決定額((1)の相互協議において、<u>合意が行われた相互協議が申し立てられなかったものとして計算した相互協議の申立てに係る更正決定額をいう。以下この(3)において同じ。</u>)を、庁主管課(法人担当部門においては局法人課税課経由)に連絡する。</p> <p>ロ （同 左）</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、都道府県税務課に(2)ハ①から⑧までの事項に加え、他の継続する相互協議に係る更正</p>

改正後	改正前
<p>相互協議に係る更正決定額及び相手国等を通知する。</p> <p>(4) (1)の<u>処理に係る相互協議の合意内容が相互協議の申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合又は(1)の<u>処理に係る相互協議の相互協議手続を終了した場合には、庁相互協議室は、当該相互協議に係る個人又は法人(当該法人が連結法人である場合は、当該相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)の住所所在地の市区町村税務課又は事務所若しくは事業所の所在地の都道府県税務課に次の事項を通知する。</u></u></p> <p>イ 相互協議の合意内容が相互協議の申立てに係る更正決定額を変更するものでない旨又は相互協議手続を終了した旨</p> <p>ロ 相互協議の申立てを行った<u>個人又は法人(当該法人が連結法人である場合は、当該連結法人に係る連結親法人)の氏名又は名称及び代表者、住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに個人番号又は法人番号</u></p> <p>ハ (省 略)</p> <p>ニ 相互協議の合意日又は相互協議手続を終了した日</p> <p>ホ・ヘ (省 略)</p> <p>(5) (1)の<u>処理に係る相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、(4)イに掲げる事実</u>に該当することとなった場合には、上記に加えて、次の処理も行うことに留意する。</p> <p>イ 庁相互協議室は、庁主管課に対して、他の継続する相互協議に係る更正決定額((1)の<u>処理に係る相互協議において、(4)イに掲げる事実</u>に該当することとなった相互協議が申し立てられなかったものとして計算した相互協議の申立てに係る更正決定額をいう。以下同じ。)について確認を求める。</p> <p>ロ 庁主管課は、庁相互協議室からイによる確認を求められた場合は、局調査課又は<u>個人担当部門(局個人課税課経由)若しくは法人担当部門(局法人課税課経由)</u>に対して、他の継続する相互協議に係る更正決定額を庁主管課(個人担当部門においては局個人課税課経由、法人担当部門においては局法</p>	<p>決定額及び相手国等を通知する。</p> <p>(4) (1)の相互協議の合意<u>において当該合意の内容が相互協議の申立てに係る更正決定額を変更するものでない場合又は(1)の相互協議手続を終了した場合には、</u>庁相互協議室は、当該相互協議に係る法人(当該法人が連結法人である場合は、当該相互協議の申立ての対象となる取引の当事者である連結親法人又は連結子法人)の<u>事務所又は事業所の所在地の都道府県税務課に次の事項を通知する。</u></p> <p>イ 相互協議の合意<u>の内容</u>が相互協議の申立てに係る更正決定額を変更するものでない旨又は相互協議手続を終了した旨</p> <p>ロ 相互協議の申立てを行った法人の名称、<u>代表者、事務所又は事業所の所在地及び法人番号</u></p> <p>ハ (同 左)</p> <p>ニ 相互協議の合意が<u>行われた</u>日又は相互協議手続を終了した日</p> <p>ホ・ヘ (同 左)</p> <p>(5) (1)の相互協議が複数あり、その一部の相互協議につき、(4)イに掲げる<u>事実</u>に該当することとなった場合には、上記に加えて、次の処理も行うことに留意する。</p> <p>イ 庁相互協議室は、庁主管課に対して、他の継続する相互協議に係る更正決定額((1)の相互協議において、(4)イに掲げる<u>事実</u>に該当することとなった相互協議が申し立てられなかったものとして計算した相互協議の申立てに係る更正決定額をいう。以下同じ。)について確認を求める。</p> <p>ロ 庁主管課は、庁相互協議室からイによる確認を求められた場合は、局調査課又は法人担当部門(局法人課税課経由)に対して、他の継続する相互協議に係る更正決定額を庁主管課(法人担当部門においては局法人課税課経由)に通知するよう指示を行うとともに、当該通知に係る他の継続する相互</p>

改正後	改正前
<p>人課税課経由)に通知するよう指示を行うとともに、当該通知に係る他の継続する相互協議に係る更正決定額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、<u>市区町村税務課又は都道府県税務課に(4)イ</u>からへまでの事項に加え、他の継続する相互協議に係る更正決定額及び相手国等を通知する。</p>	<p>協議に係る更正決定額を庁相互協議室に通知する。</p> <p>ハ 庁相互協議室は、庁主管課からロの通知を受けた場合には、都道府県税務課に<u>イ</u>からへまでの事項に加え、他の継続する相互協議に係る更正決定額及び相手国等を通知する。</p>

改正後

改正前

別紙様式1
Form 1

相互協議申立書
Application for the Mutual Agreement Procedure

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

年月日 Date of submission (year/month/day)	(フリガナ) 法人名又は氏名 Name of corporation or individual				印
	申立法人 Applicant corporation	<input type="checkbox"/> 単体法人 Single corporation			
	法人番号又は個人番号 Corporate number or individual number	<input type="checkbox"/> 連結親法人 Consolidated parent corporation <small>↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 (In the case of individual number, enter it from here.)</small>			
	納税地 Place of tax payment	〒 () 局 署			
	相手国等における納税者番号 Tax ID number in treaty partner jurisdiction				
	(フリガナ) 法人の代表者氏名 Name of the corporate representative				印
	(フリガナ) 責任者氏名 Name of the person in charge	(役職名 Position) 電話 Tel () - (内線 ex.)			
事業種目 Type of business		資本金 Amount of stated capital	百万円 Million yen		

租税条約の規定に基づき、権限ある当局間の相互協議を申し立てます。
I request a mutual agreement procedure between competent authorities pursuant to the provisions of the relevant tax treaty.

連結子法人 Consolidated subsidiary	法人名(フリガナ) Name of corporation			
	本店又は主たる事務所の所在地 Address of the head office or principal office	〒 ()		
	代表者氏名(フリガナ) Name of the corporate representative			
	責任者氏名(フリガナ) Name of the person in charge			
	事業種目 Type of business	役職名 Position	電話 Tel () -	

相互協議申立の理由 Reason for the MAP request	<input type="checkbox"/> 事前確認 Advance pricing arrangement <input type="checkbox"/> 我が国課税 Taxation in Japan <input type="checkbox"/> 相手国等課税 Taxation in treaty partner jurisdiction <small>(課税年月日 Date of taxation : 年 月 日)</small> <input type="checkbox"/> その他 Other
---	---

相互協議の相手国等 Treaty partner jurisdiction relevant to the MAP request

国外関連者等 Foreign affiliated corporation / permanent establishment, etc.	名称 Name			
	本店所在地等 Address of the head office of foreign affiliated corporation / permanent establishment, etc.			
	申立の対象となる取引等を有する申立者との関係 Relation to the applicant engaged in transactions that are the subject of the MAP request			
	相手国等での相互協議申立の有無 Have you also submitted a MAP request to treaty partner jurisdiction? <input type="checkbox"/> 有 Yes. (申立日 Date of the MAP request 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無 No.			

申立の対象となる所得金額等 Amount of taxable income and tax that are the subject of the MAP request

(連結) 事業年度 (年分) Taxable year	円貨による表示 (我が国課税及び相手国等課税の場合) In Japanese yen (Taxation in Japan or in treaty partner)		相手国等通貨による表示 (相手国等課税の場合) In currency of treaty partner (Taxation in treaty partner)	
	所得金額 Amount of taxable income	税額 Amount of tax	所得金額 Amount of taxable income	税額 Amount of tax
年 月 日～ 年 月 日	百万円 Million yen	百万円 Million yen	通貨単位 Unit	通貨単位 Unit
合計 Total amount				

別紙様式1
Form 1

相互協議申立書
Application for the Mutual Agreement Procedure

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

平成 年月日 Date of submission (year/month/day)	(フリガナ) 法人名又は氏名 Name of corporation or individual				印
	申立法人 Applicant corporation	<input type="checkbox"/> 単体法人 Single corporation			
	法人番号又は個人番号 Corporate number or individual number	<input type="checkbox"/> 連結親法人 Consolidated parent corporation <small>↑個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 (In the case of individual number, enter it from here.)</small>			
	納税地 Place of tax payment	〒 () 局 署			
	相手国等における納税者番号 Tax ID number in treaty partner jurisdiction				
	(フリガナ) 法人の代表者氏名 Name of the corporate representative				印
	(フリガナ) 責任者氏名 Name of the person in charge	(役職名 Position) 電話 Tel () - (内線 ex.)			
事業種目 Type of business		資本金 Amount of stated capital	百万円 Million yen		

租税条約の規定に基づき、権限ある当局間の相互協議を申し立てます。
I request a mutual agreement procedure between competent authorities pursuant to the provisions of the relevant tax treaty.

連結子法人 Consolidated subsidiary	法人名(フリガナ) Name of corporation			
	本店又は主たる事務所の所在地 Address of the head office or principal office	〒 ()		
	代表者氏名(フリガナ) Name of the corporate representative			
	責任者氏名(フリガナ) Name of the person in charge			
	事業種目 Type of business	役職名 Position	電話 Tel () -	

相互協議申立の理由 Reason for the MAP request	<input type="checkbox"/> 事前確認 Advance pricing arrangement <input type="checkbox"/> 我が国課税 Taxation in Japan <input type="checkbox"/> 相手国等課税 Taxation in treaty partner jurisdiction <small>(課税年月日 Date of taxation : 西暦 年 月 日)</small> <input type="checkbox"/> その他 Other
---	--

相互協議の相手国等 Treaty partner jurisdiction relevant to the MAP request

国外関連者等 Foreign affiliated corporation / permanent establishment, etc.	名称 Name			
	本店所在地等 Address of the head office of foreign affiliated corporation / permanent establishment, etc.			
	申立の対象となる取引等を有する申立者との関係 Relation to the applicant engaged in transactions that are the subject of the MAP request			
	相手国等での相互協議申立の有無 Have you also submitted a MAP request to treaty partner jurisdiction? <input type="checkbox"/> 有 Yes. (申立日 Date of the MAP request 西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無 No.			

申立の対象となる所得金額等 Amount of taxable income and tax that are the subject of the MAP request

(連結) 事業年度 (年分) Taxable year	円貨による表示 (我が国課税及び相手国等課税の場合) In Japanese yen (Taxation in Japan or in treaty partner)		相手国等通貨による表示 (相手国等課税の場合) In currency of treaty partner (Taxation in treaty partner)	
	所得金額 Amount of taxable income	税額 Amount of tax	所得金額 Amount of taxable income	税額 Amount of tax
西暦 年 月 日～ 年 月 日	百万円 Million yen	百万円 Million yen	通貨単位 Unit	通貨単位 Unit
合計 Total amount				

改正後

改正前

(次葉) (Page 2)

(次葉) (Page 2)

租税特別措置法第66条の4の2第1項《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》等に規定する納税の猶予の希望の有無 I request for grace of tax payment prescribed in paragraph 1 of Article 66-4-2 [Grace of Tax Payment under Special Provisions for Taxation on Transactions with Foreign Affiliated Persons] of the Act on Special Measures Concerning Taxation, etc.	<input type="checkbox"/> 有 Yes <input type="checkbox"/> 無 No
地方税法第55条の2第1項《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予》等に規定する徴収猶予の希望の有無 I request for grace of tax collection prescribed in paragraph 1 of Article 55-2 [Grace of Tax Collection for Prefectural Inhabitants Tax on Corporations Where a Mutual Agreement Procedure Has Been Requested Pursuant to the Provisions of an Applicable Tax Treaty] of the Local Tax Act, etc.	<input type="checkbox"/> 有 Yes <input type="checkbox"/> 無 No

租税特別措置法第66条の4の2第1項《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》等に規定する納税の猶予の希望の有無 I request for grace of tax payment prescribed in paragraph 1 of Article 66-4-2 [Grace of Tax Payment under Special Provisions for Taxation on Transactions with Foreign Affiliated Persons] of the Act on Special Measures Concerning Taxation, etc.	<input type="checkbox"/> 有 Yes <input type="checkbox"/> 無 No
地方税法第55条の2第1項《租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予》等に規定する徴収猶予の希望の有無 I request for grace of tax collection prescribed in paragraph 1 of Article 55-2 [Grace of Tax Collection for Prefectural Inhabitants Tax on Corporations Where a Mutual Agreement Procedure Has Been Requested Pursuant to the Provisions of an Applicable Tax Treaty] of the Local Tax Act, etc.	<input type="checkbox"/> 有 Yes <input type="checkbox"/> 無 No

申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等 Summary of the facts that are the subject of the MAP request and reason for the request

添付書類 Attachments

申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等 Summary of the facts that are the subject of the MAP request and reason for the request

添付書類 Attachments

(連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄)
 (Additional information form to be used for multiple consolidated subsidiaries / foreign affiliated corporations, etc.)

(連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄)
 (Additional information form to be used for multiple consolidated subsidiaries / foreign affiliated corporations, etc.)

連結子法人 Consolidated subsidiary	法人名(フリガナ) Name of corporation		
	本店又は主たる事務所の所在地 Address of the head office or principal office	〒 -	
	代表者氏名(フリガナ) Name of the corporate representative		
	責任者氏名(フリガナ) Name of the person in charge	役職名 Position	
		電話 Tel ()	-
	事業種目 Type of business		
国外関連者等 Foreign affiliated person / permanent establishment, etc.	名称 Name		
	本店所在地等 Address of the head office of foreign affiliated corporation / permanent establishment, etc.		
	申立ての対象となる取引等を有する申立者との関係 Relation to the applicant engaged in transactions that are the subject of the MAP request		
	相手国等での相互協議申立ての有無 Have you also submitted a MAP request to treaty partner jurisdiction? <input type="checkbox"/> 有 Yes. (申立日 Date of the MAP request 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無 No.		

連結子法人 Consolidated subsidiary	法人名(フリガナ) Name of corporation		
	本店又は主たる事務所の所在地 Address of the head office or principal office	〒 -	
	代表者氏名(フリガナ) Name of the corporate representative		
	責任者氏名(フリガナ) Name of the person in charge	役職名 Position	
		電話 Tel ()	-
	事業種目 Type of business		
国外関連者等 Foreign affiliated person / permanent establishment, etc.	名称 Name		
	本店所在地等 Address of the head office of foreign affiliated corporation / permanent establishment, etc.		
	申立ての対象となる取引等を有する申立者との関係 Relation to the applicant engaged in transactions that are the subject of the MAP request		
	相手国等での相互協議申立ての有無 Have you also submitted a MAP request to treaty partner jurisdiction? <input type="checkbox"/> 有 Yes. (申立日 Date of the MAP request 西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無 No.		

○税理士等に関する事項
 Details of the agent

○税理士等に関する事項
 Details of the agent

<input type="checkbox"/> 税理士 Certified public tax accountant	氏名(名称) Name	印	代理権限等の届出をした税務署名 Name of the tax office where the tax agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 Tax agent ()	住所(居所・所在地) Address	電話 Tel () -	

<input type="checkbox"/> 税理士 Certified public tax accountant	氏名(名称) Name	印	代理権限等の届出をした税務署名 Name of the tax office where the tax agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 Tax agent ()	住所(居所・所在地) Address	電話 Tel () -	

※相互協議室処理欄	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()
	整理番号	備考		

※相互協議室処理欄	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ()
	整理番号	備考		

※ For official use only

※ For official use only

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">相互協議申立書の記載要領等</p> <p>1 この申立書は次の場合に使用します。</p> <p>(1) 租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）（以下、「租税条約等実施特例省令」といいます。）第12条第1項（租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続）若しくは第13条（双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続）又は遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵省令第36号）第3条第1項（二重課税に関する申立ての手続）の規定に従って、法人（法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含みます。以下同じです。）又は個人が、我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局との相互協議の申立てを行うとき</p> <p>(2) 平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）6-2、平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）6-2、平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）7-1、平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）5-1又は平成29年3月31日付課個8-5ほか3課共同「個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）6-1に定める事前確認の申出を行うとともに、法人又は個人が、租税条約の規定に基づく相互協議を求めるために、我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局との相互協議の申立てを行うとき</p> <p>2 相互協議の申立てに当たっては、この申立書及び添付資料各1部を、国税庁相互協議室に提出してください。申立ての対象となる取引の当事者が「連結親法人」又は「連結子法人」である場合は、連結親法人が提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は次によります。各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して相互協議申立書に添付してください。</p> <p>(1) 「<u>法人名又は氏名</u>」欄には、申立者が内国法人又は居住者である場合には、日本語による表記のほか、英語による表記を記載してください。</p> <p>(2) 「<u>申立法人</u>」欄は、申立者が内国法人である場合のみ、「単体法人」又は「連結親法人」のいずれかを選択し、レ印を記載してください。連結法人に係る申立人は「連結親法人」となります。</p> <p>(3) 「<u>法人番号又は個人番号</u>」欄には、申立者の法人番号又は個人番号を記載してください（法人番号又は個人番号を有する場合に限ります）。ただし、個人が事前確認に係る相互協議を求める場合は、個人番号を記載する必要はありません。</p> <p>(4) 「<u>納税地</u>」欄には、申立者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所所在地を記載してください。当該申立者が外国法人又は非居住者であって、当該申立者の相手国等における納税地がこれと異なる場合には、併せて記載してください。</p> <p>(5) 「<u>相手国等における納税者番号</u>」欄には、申立者が外国法人又は非居住者である場合に、記載してください（相手国等において納税者番号を有する場合に限ります。）。</p> <p>(6) 「<u>責任者氏名</u>」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。</p> <p>(7) 申立ての対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の法人名（日本語及び英語による表記）、本店又は主たる事務所の所在地等を記載してください。「連結子法人」が複数ある場合には、次業に記載してください。</p> <p>(8) 「<u>国外関連者等</u>」欄には、この申立てで移転価格課税等又は事前確認に係るものである場合に記載します。申立者が内国法人又は居住者である場合には、相手国等に所在する国外関連者又は恒久的施設について、申立者が外国法人又は非居住者である場合には、当該外国法人の関連者である内国法人又は我が国に所在する恒久的施設について記載してください。「国外関連者等」が複数ある場合には、次業に記載してください。</p> <p>(9) 「<u>申立ての対象となる所得金額等</u>」欄は、我が国又は相手国等における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額。以下同じです。）を（連結）事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。なお、源泉所得税額については金額の頭部に「(源)」と表示してください。</p> <p>(注) この申立てで相手国等における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を（連結）事業年度終了の日（個人にあっては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により円換算し、その円換算額を相手国等通貨による金額と併せて記載してください。</p> <p>(10) 相互協議の申立てが、我が国における移転価格課税等起因している場合、当該移転価格課税等により納付すべき国税の額（当該相互協議の申立てに係る相手国等の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限ります。）及び当該国税の額に係る加算税の額に関する納税の猶予申請についての希望の有無を記載してください（納税の猶予申請を行うに当たっては、別途、「納税の猶予申請書」等を提出する必要があります。）。</p> <p>また、地方税法第55条の2第1項（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予）等に規定する徴収猶予の申請についての希望の有無も記載してください（一つの税目でも徴収猶予の申請を希望する場合には「有」にレ印を記載してください。当該徴収猶予の申請を行うに当たっては、別途、申請書等を都道府県・市区町村に提出する必要があります。）。</p> <p>(11) 「<u>申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等</u>」欄には、この申立ての対象となる事実、申立ての理由を、また「連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄」には連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合に記載してください。</p> <p>(12) この申立書を代理人によって提出する場合には、「<u>税理士等に関する事項</u>」欄の該当する項目にレ印を記載し、代理人の氏名（名称）、住所（所在地）及び代理権限等の届出をした税務署名を記載してください。</p> <p>(注) 「<u>納税管理人</u>」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。</p>	<p style="text-align: center;">相互協議申立書の記載要領等</p> <p>1 この申立書は次の場合に使用します。</p> <p>(1) 租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）（以下、「租税条約等実施特例省令」といいます。）第12条第1項（租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続）若しくは第13条（双方居住者の取扱いに係る協議に関する申立ての手続）又は遺産、相続及び贈与に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアメリカ合衆国との間の条約の実施に伴う相続税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵省令第36号）第3条第1項（二重課税に関する申立ての手続）の規定に従って、法人（法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含みます。以下同じです。）又は個人が、我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局との相互協議の申立てを行うとき</p> <p>(2) 平成13年6月1日付査調7-1ほか3課共同「移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）6-2、平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）6-2、平成28年6月28日付査調7-1ほか3課共同「恒久的施設帰属所得に係る所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）7-1、平成28年6月28日付査調7-2ほか3課共同「連結法人の国外事業所等帰属所得に係る連結所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）5-1又は平成29年3月31日付課個8-5ほか3課共同「個人の恒久的施設帰属所得に係る各種所得に関する調査等に係る事務運営要領の制定について」（事務運営指針）6-1に定める事前確認の申出を行うとともに、法人又は個人が、租税条約の規定に基づく相互協議を求めるために、我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局との相互協議の申立てを行うとき</p> <p>2 相互協議の申立てに当たっては、この申立書及び添付資料各1部を、国税庁相互協議室に提出してください。申立ての対象となる取引の当事者が「連結親法人」又は「連結子法人」である場合は、連結親法人が提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は次によります。各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して相互協議申立書に添付してください。</p> <p>(1) 「<u>申立法人</u>」欄は、申立者が内国法人である場合のみ、「単体法人」又は「連結親法人」のいずれかを選択し、レ印を記載してください。連結法人に係る申立人は「連結親法人」となります。</p> <p>(2) 「<u>法人番号又は個人番号</u>」欄には、申立者の法人番号又は個人番号を記載してください（法人番号又は個人番号を有する場合に限ります）。ただし、個人が事前確認に係る相互協議を求める場合は、個人番号を記載する必要はありません。</p> <p>(3) 「<u>納税地</u>」欄には、申立者の住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所所在地を記載してください。当該申立者が外国法人又は非居住者であって、当該申立者の相手国等における納税地がこれと異なる場合には、併せて記載してください。</p> <p>(4) 「<u>相手国等における納税者番号</u>」欄には、申立者が外国法人又は非居住者である場合に、記載してください（相手国等において納税者番号を有する場合に限ります。）。</p> <p>(5) 「<u>責任者氏名</u>」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。</p> <p>(6) 申立ての対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の法人名、本店又は主たる事務所の所在地等を記載してください。「連結子法人」が複数ある場合には、次業に記載してください。</p> <p>(7) 「<u>国外関連者等</u>」欄には、この申立てで移転価格課税等又は事前確認に係るものである場合に記載します。申立者が内国法人又は居住者である場合には、相手国等に所在する国外関連者又は恒久的施設について、申立者が外国法人又は非居住者である場合には、当該外国法人の関連者である内国法人又は我が国に所在する恒久的施設について記載してください。「国外関連者等」が複数ある場合には、次業に記載してください。</p> <p>(8) 「<u>申立ての対象となる所得金額等</u>」欄は、我が国又は相手国等における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額。以下同じです。）を（連結）事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。なお、源泉所得税額については金額の頭部に「(源)」と表示してください。</p> <p>(注) この申立てで相手国等における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を（連結）事業年度終了の日（個人にあっては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により円換算し、その円換算額を相手国等通貨による金額と併せて記載してください。</p> <p>(9) 相互協議の申立てが、我が国における移転価格課税等起因している場合、当該移転価格課税等により納付すべき国税の額（当該相互協議の申立てに係る相手国等の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限ります。）及び当該国税の額に係る加算税の額に関する納税の猶予申請についての希望の有無を記載してください（納税の猶予申請を行うに当たっては、別途、「納税の猶予申請書」等を提出する必要があります。）。</p> <p>また、地方税法第55条の2第1項（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予）等に規定する徴収猶予の申請についての希望の有無も記載してください（一つの税目でも徴収猶予の申請を希望する場合には「有」にレ印を記載してください。当該徴収猶予の申請を行うに当たっては、別途、申請書等を都道府県・市区町村に提出する必要があります。）。</p> <p>(10) 「<u>申立ての対象となる事実の概要及び申立ての理由等</u>」欄には、この申立ての対象となる事実、申立ての理由を、また「連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合の追加記入欄」には連結子法人又は国外関連者等が複数ある場合に記載してください。</p> <p>(11) この申立書を代理人によって提出する場合には、「<u>税理士等に関する事項</u>」欄の該当する項目にレ印を記載し、代理人の氏名（名称）、住所（所在地）及び代理権限等の届出をした税務署名を記載してください。</p> <p>(注) 「<u>納税管理人</u>」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。</p>

改正後	改正前
<p>4 この申立書には次の資料を添付してください。</p> <p>なお、国税庁相互協議室は、次に掲げる資料以外にも相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出を求めています。</p> <p>(1) 申立てが我が国又は相手国等における課税に係るものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面（課税に至っていない場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面）</p> <p>(2) 申立者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っている場合には、(1)に掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面並びに不服申立書又は訴状の写し</p> <p>(3) 当該課税が移転価格課税に係るものである場合には、(1)に掲げる資料に加え、当該申立ての対象となる取引の当事者間の直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係を示す資料</p> <p>(4) 申立てが租税条約等実施特例省令第13条に係るものであり、かつ、租税条約又はこれに付属する政府間の取決めにおいて相互協議を行うに当たり考慮すべき事項が定められている場合には、(1)に掲げる資料に加え、その定められている事項に関する資料</p> <p>(5) 申立者又はその国外関連者等が相手国等の権限ある当局に相互協議の申立てを行っている場合には、その旨を証する書類の写し</p> <p>(6) その他協議の参考となる資料</p> <p>5 この申立書に添付する書類のうち外国語のものについては、日本語訳を添付してください。</p> <p>6 国税庁相互協議室への連絡</p> <p>(1) この申立書又は添付書類その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。</p> <p>(2) 相手国等における課税処分、不服審査又は事前確認審査の進捗状況等については、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 国税庁相互協議室では、相互協議の申立てについての事前相談に応じています（連絡先：相互協議第一係：03-3581-5451（代表））。</p> <p>(2) 相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（www.nta.go.jp）でも閲覧できます。</p>	<p>4 この申立書には次の資料を添付してください。</p> <p>なお、国税庁相互協議室は、次に掲げる資料以外にも相互協議の実施のために必要と認められる資料の提出を求めています。</p> <p>(1) 申立てが我が国又は相手国等における課税に係るものである場合には、更正通知書等当該課税の事実を証する書類の写し、当該課税に係る事実関係の詳細及び当該課税に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面（課税に至っていない場合には、課税を受けるに至ると認められる事情の詳細及び当該事情に対する申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面）</p> <p>(2) 申立者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴訟を行っている場合には、(1)に掲げる資料に加え、不服申立て又は訴訟を行っている旨及び申立者又はその国外関連者の主張の概要を記載した書面並びに不服申立書又は訴状の写し</p> <p>(3) 当該課税が移転価格課税に係るものである場合には、(1)に掲げる資料に加え、当該申立ての対象となる取引の当事者間の直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係を示す資料</p> <p>(4) 申立てが租税条約等実施特例省令第13条に係るものであり、かつ、租税条約又はこれに付属する政府間の取決めにおいて相互協議を行うに当たり考慮すべき事項が定められている場合には、(1)に掲げる資料に加え、その定められている事項に関する資料</p> <p>(5) 申立者又はその国外関連者等が相手国等の権限ある当局に相互協議の申立てを行っている場合には、その旨を証する書類の写し</p> <p>(6) その他協議の参考となる資料</p> <p>5 この申立書に添付する書類のうち外国語のものについては、日本語訳を添付してください。</p> <p>6 国税庁相互協議室への連絡</p> <p>(1) この申立書又は添付書類その他の提出資料に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。</p> <p>(2) 相手国等における課税処分、不服審査又は事前確認審査の進捗状況等については、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。</p> <p>7 その他</p> <p>(1) 国税庁相互協議室では、相互協議の申立てについての事前相談に応じています（連絡先：相互協議第一係：03-3581-5451（代表））。</p> <p>(2) 相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（www.nta.go.jp）でも閲覧できます。</p>

改正後

Instructions for Completing the Application Form for the Mutual Agreement Procedure (MAP)

1. This form is to be used:
 - (1) where a corporation or individual requests a MAP between the competent authorities of Japan and a treaty partner in accordance with paragraph 1 of Article 12 [Procedures regarding Requests for Mutual Agreement Procedures Related to Taxation Not in Accordance with the Provisions of a Tax Treaty] or Article 13 [Procedures for Requests Related to Dual Residency] of the Ministerial Ordinance Implementing the Act on Special Provisions of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act, and the Local Tax Act regarding the Application of Tax Conventions (1969 Ministry of Finance/Ministry of Home Affairs Ordinance No.1)(hereinafter referred to as “Ministerial Ordinance (Income Tax Convention)”, or paragraph 1 of Article 3 [Procedures for Requests Related to Double Taxation] of the Ministerial Ordinance Implementing the Act on Special Provisions of the Inheritance Tax Act regarding the Application of the Convention between Japan and the United States of America for the Avoidance of Double Taxation and the Prevention of Fiscal Evasion with respect to Taxes on Estates, Inheritances, and Gifts (1969 Ministry of Finance Ordinance No.36)(hereinafter referred to as “Ministerial Ordinance (Inheritance Tax Convention)”) pursuant to the provisions of the tax treaty;
 - (2) where a corporation or individual requests a MAP between the competent authorities of Japan and a treaty partner, with a request for an Advance Pricing Arrangement (APA) in accordance with 6-2 of the Commissioner’s Directive on the Operation of Transfer Pricing (Administrative Guidelines) issued on June 1, 2001 [Document ID: Large Enterprise Examination Division 7-1 and others], 6-2 of the Commissioner’s Directive on the Operation of Transfer Pricing for Consolidated Corporations (Administrative Guidelines) issued on April 28, 2005 [Document ID: Large Enterprise Examination Division 7-4 and others], 7-1 of the Commissioner’s Directive on the Operation of Auditing, etc., for Income Attributable to Permanent Establishments (Administrative Guidelines) issued on June 28, 2016 [Document ID: Large Enterprise Examination Division 7-1 and others], 5-1 of the Commissioner’s Directive on the Operation of Auditing, etc., for Consolidated Income Attributable to Consolidated Corporation’s Permanent Establishments Located Overseas (Administrative Guidelines) issued on June 28, 2016 [Document ID: Large Enterprise Examination Division 7-2 and others], 6-1 of the Commissioner’s Directive on the Operation of Auditing, etc., for Various Income Attributable to Individual Permanent Establishments (Administrative Guidelines) issued on March 31, 2016 [Document ID: Individual Taxation Division 8-5 and others].
2. Submit the Application with attachments to the Office of Mutual Agreement Procedures (the MAP Office). If the party of the covered transaction is a consolidated parent corporation or subsidiary, the consolidated parent corporation must submit the Application and the attachments.
3. Follow the instructions below for filling in each column. You may use any other form and attach it to the Application form if there is not enough room in any of the columns.
 - (1) In “Name of corporation or individual”, if the applicant is a domestic corporation or resident, enter the name, written in Japanese and English, of the applicant.
 - (2) In “Applicant corporation”, if the applicant is a domestic corporation, check the applicable box, either “Single corporation” or “Consolidated parent corporation”. In the case where the applicant is a consolidated corporation, check “Consolidated parent corporation”.
 - (3) In “Corporate number or individual number”, enter the corporate number or individual number of the applicant (if any). In the case where an individual submits a request for a MAP (MAP request) with regard to an APA, the individual number is not necessary.
 - (4) In “Place of tax payment”, provide the address of its head office or principal office (in the case of a corporation) or the address of domicile or residence (in the case of an individual). If the applicant is a foreign corporation or non-resident and has any other place as a place of tax payment, the address of this place is also to be provided.
 - (5) In “Tax ID number in treaty partner jurisdiction”, enter tax identification number in the treaty partner jurisdiction only if the applicant is a foreign corporation or non-resident and has any identification number in the treaty partner jurisdiction.
 - (6) In “Name of the person in charge”, enter the name, position and telephone number of the person who is in charge of the MAP request.
 - (7) In “Consolidated subsidiary”, enter the name, written in Japanese and English, of the consolidated subsidiary and the address of its head office or principal office, if it is the party of the covered transaction in the MAP request.
In the case where there is more than one consolidated subsidiary, provide the information on the next page.
 - (8) In “Foreign affiliated corporation / permanent establishment, etc.”, provide the following information, if the MAP request is regarding transfer pricing taxation, taxation on income attributable to a permanent establishment or APA: in the case where the applicant is a domestic corporation or resident, information of the foreign affiliated corporation or permanent establishment which is situated in the treaty partner jurisdiction; in the case where the applicant is a foreign corporation or non-resident, information of the affiliated corporation or permanent establishment of the applicant which is situated in Japan.

改正前

Instructions for Completing the Application Form for the Mutual Agreement Procedure (MAP)

1. This form is to be used:
 - (1) where a corporation or individual requests a MAP between the competent authorities of Japan and a treaty partner in accordance with paragraph 1 of Article 12 [Procedures regarding Requests for Mutual Agreement Procedures Related to Taxation Not in Accordance with the Provisions of a Tax Treaty] or Article 13 [Procedures for Requests Related to Dual Residency] of the Ministerial Ordinance Implementing the Act on Special Provisions of the Income Tax Act, the Corporation Tax Act, and the Local Tax Act regarding the Application of Tax Conventions (1969 Ministry of Finance/Ministry of Home Affairs Ordinance No.1)(hereinafter referred to as “Ministerial Ordinance (Income Tax Convention)”, or paragraph 1 of Article 3 [Procedures for Requests Related to Double Taxation] of the Ministerial Ordinance Implementing the Act on Special Provisions of the Inheritance Tax Act regarding the Application of the Convention between Japan and the United States of America for the Avoidance of Double Taxation and the Prevention of Fiscal Evasion with respect to Taxes on Estates, Inheritances, and Gifts (1969 Ministry of Finance Ordinance No.36)(hereinafter referred to as “Ministerial Ordinance (Inheritance Tax Convention)”) pursuant to the provisions of the tax treaty;
 - (2) where a corporation or individual requests a MAP between the competent authorities of Japan and a treaty partner, with a request for an Advance Pricing Arrangement (APA) in accordance with 6-2 of the Commissioner’s Directive on the Operation of Transfer Pricing (Administrative Guidelines) issued on June 1, 2001 [Document ID: Large Enterprise Examination Division 7-1 and others], 6-2 of the Commissioner’s Directive on the Operation of Transfer Pricing for Consolidated Corporations (Administrative Guidelines) issued on April 28, 2005 [Document ID: Large Enterprise Examination Division 7-4 and others], 7-1 of the Commissioner’s Directive on the Operation of Auditing, etc., for Income Attributable to Permanent Establishments (Administrative Guidelines) issued on June 28, 2016 [Document ID: Large Enterprise Examination Division 7-1 and others], 5-1 of the Commissioner’s Directive on the Operation of Auditing, etc., for Consolidated Income Attributable to Consolidated Corporation’s Permanent Establishments Located Overseas (Administrative Guidelines) issued on June 28, 2016 [Document ID: Large Enterprise Examination Division 7-2 and others], 6-1 of the Commissioner’s Directive on the Operation of Auditing, etc., for Various Income Attributable to Individual Permanent Establishments (Administrative Guidelines) issued on March 31, 2016 [Document ID: Individual Taxation Division 8-5 and others].
2. Submit the Application with attachments to the Office of Mutual Agreement Procedures (the MAP Office). If the party of the covered transaction is a consolidated parent corporation or subsidiary, the consolidated parent corporation must submit the Application and the attachments.
3. Follow the instructions below for filling in each column. You may use any other form and attach it to the Application form if there is not enough room in any of the columns.
 - (1) In “Applicant corporation”, if the applicant is a domestic corporation, check the applicable box, either “Single corporation” or “Consolidated parent corporation”. In the case where the applicant is a consolidated corporation, check “Consolidated parent corporation”.
 - (2) In “Corporate number or individual number”, enter the corporate number or individual number of the applicant (if any). In the case where an individual submits a request for a MAP (MAP request) with regard to an APA, the individual number is not necessary.
 - (3) In “Place of tax payment”, provide the address of its head office or principal office (in the case of a corporation) or the address of domicile or residence (in the case of an individual). If the applicant is a foreign corporation or non-resident and has any other place as a place of tax payment, the address of this place is also to be provided.
 - (4) In “Tax ID number in treaty partner jurisdiction”, enter tax identification number in the treaty partner jurisdiction only if the applicant is a foreign corporation or non-resident and has any identification number in the treaty partner jurisdiction.
 - (5) In “Name of the person in charge”, enter the name, position and telephone number of the person who is in charge of the MAP request.
 - (6) In “Consolidated subsidiary”, enter the name of the consolidated subsidiary and the address of its head office or principal office, if it is the party of the covered transaction in the MAP request.
In the case where there is more than one consolidated subsidiary, provide the information on the next page.
 - (7) In “Foreign affiliated corporation / permanent establishment, etc.”, provide the following information, if the MAP request is regarding transfer pricing taxation, taxation on income attributable to a permanent establishment or APA: in the case where the applicant is a domestic corporation or resident, information of the foreign affiliated corporation or permanent establishment which is situated in the treaty partner jurisdiction; in the case where the applicant is a foreign corporation or non-resident, information of the affiliated corporation or permanent establishment of the applicant which is situated in Japan.

改正後

改正前

In the case where there is more than one foreign affiliated corporation or permanent establishment, provide the information on next page.

(9) In "Amount of taxable income and tax that are the subject of the MAP request", enter the amount of income and tax of each taxable year which was increased as a result of taxation in Japan or the treaty partner (In the case of a tax withheld, enter the amount which was the subject of the withholding tax and the amount of the tax withheld. The same applies hereinafter). With regard to a tax withheld, indicate "(withholding tax)" before the amount entered.

Note: Where the request is regarding taxation in a treaty partner, enter the amount of income and tax increased as a result of taxation in the currency of the treaty partner and in Japanese yen calculated by the middle rate of TTB and TTS on the end day of its taxable year (In the case of an individual, the end day is to be December 31 of that year).

(10) If the MAP request is regarding transfer pricing taxation in Japan, check the applicable box to indicate whether the applicant will request grace of tax payment regarding the amount of national tax payable based on the transfer pricing taxation, etc., (as far as such amount is the subject of the MAP between Japan and the treaty partner) and additional tax based on the national tax. In the case where the applicant requests grace of tax payment, "the Application for the Grace of Tax Payment" is to be submitted.

Check the applicable box to indicate whether the applicant requests grace of tax collection provided for in Article 55-2 [Grace of Tax Collection for Prefectural Inhabitants Tax on Corporations Where a Mutual Agreement Procedure Has Been Requested Pursuant to the Provisions of an Applicable Tax Treaty] or not.

Check "yes", if the applicant requests such grace for even just one tax item. In the case where the applicant requests grace of tax collection, the application for such grace is to be submitted to prefectures and municipalities.

(11) In "Summary of the facts that are the subject of the MAP request and reason for the request", describe the facts to be the subject of the MAP request and the reason for this request.

"Additional information form to be used for multiple consolidated subsidiaries / foreign affiliated corporations, etc." may be used in the case where there is more than one consolidated subsidiary or foreign affiliated corporation.

(12) Where this form is prepared and submitted by the agent, check the applicable box, either "Certified public tax accountant" or "Tax agent" and enter such person's name, address and name of the tax office where the tax agent is registered.

Note: "Tax agent" means a person who is appointed by the taxpayer and registered with the District Director of the Tax Office in the place where the taxpayer is to pay tax, under the provisions of the Act on General Rules for National Taxes, and who is empowered to undertake any necessary procedures on behalf of the taxpayer concerning Japanese national taxes, such as filing a return, application, claim, payment of tax, etc.

4. Attach the following materials to the Application: the MAP Office may request additional documents not listed below, if they are considered to be necessary for the process of MAP.

(1) If the MAP request is regarding taxation in Japan or in a treaty partner: a copy of the letter of the assessment or other document that proves such taxation, a written description of the facts and an outline of the position of the applicant or its foreign affiliated corporation regarding the taxation (Where the taxation has not occurred, a detailed description how the action of either jurisdictions will result in taxation and an outline of the position of the applicant or its foreign affiliated corporation regarding such taxation.)

(2) If the MAP request is regarding taxation in Japan or in a treaty partner, and the applicant or its foreign affiliated corporation has filed an administrative appeal or a lawsuit regarding the taxation: in addition to the documents described in (1), documents indicating that an administrative appeal or a lawsuit has been filed, and an outline of the position of the applicant or its foreign affiliated person, etc., regarding the taxation, together with a copy of the complaint for the administrative appeal or the lawsuit

(3) If the MAP request is regarding transfer pricing taxation in Japan or in a treaty partner: in addition to the documents described in (1), documents describing the direct or indirect capital relationship or the de facto control relationship between the parties involved in the transactions that are the subject of the MAP request

(4) If the MAP request is related to Article 13 of the Ministerial Ordinance (Income Tax Convention), and the applicable tax treaty or intergovernmental agreements appended to the tax treaty provide items that should be considered in a mutual agreement procedure: in addition to the documents described in (1), documents relating to those items

(5) If the MAP applicant or its foreign affiliated corporation has made a MAP request to the competent authority of the treaty partner: in addition to the documents described in (1), a copy of documents explaining that fact

(6) Other documents that are relevant to the MAP

5. If the attachments are in languages other than Japanese, attach Japanese translations of them.

6. Contact the MAP Office without delay in the following cases:

- (1) If the applicant detects an error or significant change in the Application, the attachments or any other documents.
- (2) If there is any progress or any change in status of the tax disposition, administrative appeal or APA review in the treaty partner.

In the case where there is more than one foreign affiliated corporation or permanent establishment, provide the information on next page.

(8) In "Amount of taxable income and tax that are the subject of the MAP request", enter the amount of income and tax of each taxable year which was increased as a result of taxation in Japan or the treaty partner (In the case of a tax withheld, enter the amount which was the subject of the withholding tax and the amount of the tax withheld. The same applies hereinafter). With regard to a tax withheld, indicate "(withholding tax)" before the amount entered.

Note: Where the request is regarding taxation in a treaty partner, enter the amount of income and tax increased as a result of taxation in the currency of the treaty partner and in Japanese yen calculated by the middle rate of TTB and TTS on the end day of its taxable year (In the case of an individual, the end day is to be December 31 of that year).

(9) If the MAP request is regarding transfer pricing taxation in Japan, check the applicable box to indicate whether the applicant will request grace of tax payment regarding the amount of national tax payable based on the transfer pricing taxation, etc., (as far as such amount is the subject of the MAP between Japan and the treaty partner) and additional tax based on the national tax. In the case where the applicant requests grace of tax payment, "the Application for the Grace of Tax Payment" is to be submitted.

Check the applicable box to indicate whether the applicant requests grace of tax collection provided for in Article 55-2 [Grace of Tax Collection for Prefectural Inhabitants Tax on Corporations Where a Mutual Agreement Procedure Has Been Requested Pursuant to the Provisions of an Applicable Tax Treaty] or not.

Check "yes", if the applicant requests such grace for even just one tax item. In the case where the applicant requests grace of tax collection, the application for such grace is to be submitted to prefectures and municipalities.

(10) In "Summary of the facts that are the subject of the MAP request and reason for the request", describe the facts to be the subject of the MAP request and the reason for this request.

"Additional information form to be used for multiple consolidated subsidiaries / foreign affiliated corporations, etc." may be used in the case where there is more than one consolidated subsidiary or foreign affiliated corporation.

(11) Where this form is prepared and submitted by the agent, check the applicable box, either "Certified public tax accountant" or "Tax agent" and enter such person's name, address and name of the tax office where the tax agent is registered.

Note: "Tax agent" means a person who is appointed by the taxpayer and registered with the District Director of the Tax Office in the place where the taxpayer is to pay tax, under the provisions of the Act on General Rules for National Taxes, and who is empowered to undertake any necessary procedures on behalf of the taxpayer concerning Japanese national taxes, such as filing a return, application, claim, payment of tax, etc.

4. Attach the following materials to the Application: the MAP Office may request additional documents not listed below, if they are considered to be necessary for the process of MAP.

(1) If the MAP request is regarding taxation in Japan or in a treaty partner: a copy of the letter of the assessment or other document that proves such taxation, a written description of the facts and an outline of the position of the applicant or its foreign affiliated corporation regarding the taxation (Where the taxation has not occurred, a detailed description how the action of either jurisdictions will result in taxation and an outline of the position of the applicant or its foreign affiliated corporation regarding such taxation.)

(2) If the MAP request is regarding taxation in Japan or in a treaty partner, and the applicant or its foreign affiliated corporation has filed an administrative appeal or a lawsuit regarding the taxation: in addition to the documents described in (1), documents indicating that an administrative appeal or a lawsuit has been filed, and an outline of the position of the applicant or its foreign affiliated person, etc., regarding the taxation, together with a copy of the complaint for the administrative appeal or the lawsuit

(3) If the MAP request is regarding transfer pricing taxation in Japan or in a treaty partner: in addition to the documents described in (1), documents describing the direct or indirect capital relationship or the de facto control relationship between the parties involved in the transactions that are the subject of the MAP request

(4) If the MAP request is related to Article 13 of the Ministerial Ordinance (Income Tax Convention), and the applicable tax treaty or intergovernmental agreements appended to the tax treaty provide items that should be considered in a mutual agreement procedure: in addition to the documents described in (1), documents relating to those items

(5) If the MAP applicant or its foreign affiliated corporation has made a MAP request to the competent authority of the treaty partner: in addition to the documents described in (1), a copy of documents explaining that fact

(6) Other documents that are relevant to the MAP

5. If the attachments are in languages other than Japanese, attach Japanese translations of them.

6. Contact the MAP Office without delay in the following cases:

- (1) If the applicant detects an error or significant change in the Application, the attachments or any other documents.
- (2) If there is any progress or any change in status of the tax disposition, administrative appeal or APA review in the treaty partner.

改正後	改正前
<p>7. Others</p> <p>(1) A pre-filing consultation is available before a MAP request. Contact details: The MAP Office 0081-(0)3-3581-5451(ex.3715)</p> <p>(2) MAP is conducted in accordance with the Commissioner's Directive on the Mutual Agreement Procedure (Administrative Guidelines) issued on June 25, 2001 [Document ID: Office of Mutual Agreement Procedures 1-39 and others]. This Administrative Guideline is available at the MAP Office, and may also be found on the website of National Tax Agency (www.nta.go.jp).</p>	<p>7. Others</p> <p>(1) A pre-filing consultation is available before a MAP request. Contact details: The MAP Office 0081-(0)3-3581-5451(ex.3715)</p> <p>(2) MAP is conducted in accordance with the Commissioner's Directive on the Mutual Agreement Procedure (Administrative Guidelines) issued on June 25, 2001 [Document ID: Office of Mutual Agreement Procedures 1-39 and others]. This Administrative Guideline is available at the MAP Office, and may also be found on the website of National Tax Agency (www.nta.go.jp).</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別紙様式 2 官協〇—〇 〇年〇月〇日</p> <p>法人名及び法人の代表者氏名 又は 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">国 税 庁 長 官 〇 〇 〇 〇</p> <p style="text-align: center;">相互協議の合意について（通知）</p> <p>貴社（あなた）から 年 月 日付で行われた下記1の申立てに係る相互協議については、下記2のとおり合意が成立しましたから通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 相互協議の申立て (1) 申立て対象取引を有する法人名 (2) 相手国 (3) 申立ての内容</p> <p>2 合意内容</p>	<p style="text-align: right;">別紙様式 2 官協〇—〇 <u>平成</u>〇年〇月〇日</p> <p>法人名及び法人の代表者氏名 又は 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">国 税 庁 長 官 〇 〇 〇 〇</p> <p style="text-align: center;">相互協議の合意について（通知）</p> <p>貴社（あなた）から<u>平成</u> 年 月 日付で行われた下記1の申立てに係る相互協議については、下記2のとおり合意が成立しましたから通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 相互協議の申立て (1) 申立て対象取引を有する法人名 (2) 相手国 (3) 申立ての内容</p> <p>2 合意内容</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">別紙様式 3 官協〇—〇 〇年〇月〇日</p> <p>法人名及び法人の代表者氏名 又は 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">国 税 庁 長 官 〇 〇 〇 〇</p> <p style="text-align: center;">相互協議手続の終了について（通知）</p> <p>貴社（あなた）から 年 月 日付で行われた下記1の申立てに係る相互協議手続については、下記2の理由により合意に至ることなく終了しましたから通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 相互協議の申立て (1) 申立て対象取引を有する法人名 (2) 相手国 (3) 申立ての内容</p> <p>2 相互協議手続を終了した理由</p>	<p style="text-align: right;">別紙様式 3 官協〇—〇 <u>平成</u>〇年〇月〇日</p> <p>法人名及び法人の代表者氏名 又は 氏 名 殿</p> <p style="text-align: right;">国 税 庁 長 官 〇 〇 〇 〇</p> <p style="text-align: center;">相互協議手続の終了について（通知）</p> <p>貴社（あなた）から<u>平成</u> 年 月 日付で行われた下記1の申立てに係る相互協議手続については、下記2の理由により合意に至ることなく終了しましたから通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 相互協議の申立て (1) 申立て対象取引を有する法人名 (2) 相手国 (3) 申立ての内容</p> <p>2 相互協議手続を終了した理由</p>

改正後

改正前

別紙様式 4

相互協議申立ての取下書

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

年 月 日 国税庁長官 殿	<input type="checkbox"/> 親 法 人 <input type="checkbox"/> 連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名又は氏名			印
		納 税 地	〒 -		
		(フリガナ) 法人の代表者氏名			印
		(フリガナ) 責任者氏名	(役職名)	電話 () - (内線)	
		事 業 種 目		資 本 金	百万円

租税条約の規定に基づき、年 月 日付で提出した、権限ある当局間の相互協議の申立ての(全部一部)を取り下げます。

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名			
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 -	(局 署)	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			
	責 任 者 氏 名	(役職名)	電話 () -	
	事 業 種 目			

(一部取下げの場合の取り下げの事項)

(全部取下げ又は一部取下げの理由)

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

○税理士等に関する事項

<input type="checkbox"/> 税理士	氏名 (名称)	印	代理権限等の届出をした税務署名
<input type="checkbox"/> 納税管理人	住所 (居所・所在地)	電話 Tel () -	

※相互協議室処理欄	整理番号		備 考	
-----------	------	--	-----	--

別紙様式 4

相互協議申立ての取下書

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

平成 年 月 日 国税庁長官 殿	<input type="checkbox"/> 親 法 人 <input type="checkbox"/> 連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名又は氏名			印
		納 税 地	〒 -		
		(フリガナ) 法人の代表者氏名			印
		(フリガナ) 責任者氏名	(役職名)	電話 () - (内線)	
		事 業 種 目		資 本 金	百万円

租税条約の規定に基づき、平成 年 月 日付で提出した、権限ある当局間の相互協議の申立ての(全部一部)を取り下げます。

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名			
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 -	(局 署)	
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名			
	責 任 者 氏 名	(役職名)	電話 () -	
	事 業 種 目			

(一部取下げの場合の取り下げの事項)

(全部取下げ又は一部取下げの理由)

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

○税理士等に関する事項

<input type="checkbox"/> 税理士	氏名 (名称)	印	代理権限等の届出をした税務署名
<input type="checkbox"/> 納税管理人	住所 (居所・所在地)	電話 Tel () -	

※相互協議室処理欄	整理番号		備 考	
-----------	------	--	-----	--

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">相互協議申立ての取下書の記載要領等</p> <p>1 この取下書は、個人又は法人が、別紙様式1により相互協議の申立てを行った後に、「相互協議を申し入れない旨の通知」、「相互協議の合意の通知」、及び「相互協議手続の終了の通知」を受けるまでの間、申立者が相互協議の申立てを取り下げるときに、使用します。</p> <p>2 相互協議の申立ての取下げに当たっては、この取下書1部を、国税庁相互協議室に提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 「提出法人」欄は、申立者が内国法人であった場合のみ、「単体法人」又は「連結親法人」のいずれかを選択し、レ印を記載してください。連結法人に係る提出法人は「連結親法人」となります。</p> <p>(2) 「責任者氏名」欄は、この申立てに係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。</p> <p>(3) 申立ての対象となった取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地、法人名等を記載してください（「連結子法人」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。）。</p> <p>(4) 「権限ある当局間の相互協議申立ての（全部・一部）を取り下げます」欄は、「全部」又は「一部」のいずれかを選択し、不必要なものを二重線にて削除してください。</p> <p>(5) 「一部取下げの場合の取り下げの事項」欄には、この取下書の提出によって取り下げる取引について簡記してください。</p> <p>(6) 「全部取下げ又は一部取下げの理由」欄については、取下げを行う理由を簡記してください。</p> <p>(7) この申立書を代理人によって提出する場合には、「税理士等に関する事項」欄の該当する項目にレ印を記載し、代理人の氏名（名称）、住所（所在地）及び代理権限等の届出をした税務署名を記入してください。</p> <p>（注） 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。</p> <p>4 その他 相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（www.nta.go.jp）でも閲覧できます。</p>	<p style="text-align: center;">（同 左）</p>

改正後

改正前

別紙様式 5

- 連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書
- 連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書

※ 整理番号
※ 連結グループ整理番号

年 月 日 国税庁長官 殿	届出法人	(フリガナ) 法人名			
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 連単	納税地	〒 -		
	結体 親法	(フリガナ) 代表者氏名			
		印			
	法人	(フリガナ) 責任者氏名	(役職名)		
		電話 () - (内線)			
	事業種目		資本金	百万円	
連結法人となった日又は連結法人以外の法人となった日		年 月 日			

相互協議申立ての対象取引に関して、引き続き相互協議を求めます。

相互協議申立ての相手国等	申立法人	(フリガナ) 法人名		
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 連単	本店又は主たる事務所の所在地	〒 - (局 署)	
	法人	(フリガナ) 代表者氏名		
		責任者氏名	(役職名)	電話 () -
	事業種目		資本金	百万円
相互協議申立書提出年月日		年 月 日		
相互協議申立ての理由		<input type="checkbox"/> 事前確認 <input type="checkbox"/> 我が国課税 <input type="checkbox"/> 相手国等課税 (課税年月日: 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他		
相互協議の相手国等				
国外関係者等	名称			
	本店所在地等			
	申立ての対象となる取引等を有する国内の者との関係			

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税理士署名押印 _____ 印

※相互協議室処理欄	整理番号	備考
-----------	------	----

別紙様式 5

- 連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書
- 連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書

※ 整理番号
※ 連結グループ整理番号

平成 年 月 日 国税庁長官 殿	届出法人	(フリガナ) 法人名			
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 連単	納税地	〒 -		
	結体 親法	(フリガナ) 代表者氏名			
		印			
	法人	(フリガナ) 責任者氏名	(役職名)		
		電話 () - (内線)			
	事業種目		資本金	百万円	
連結法人となった日又は連結法人以外の法人となった日		年 月 日			

相互協議申立ての対象取引に関して、相互協議の申立てを継続します。

相互協議申立ての相手国等	申立法人	(フリガナ) 法人名		
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 連単	本店又は主たる事務所の所在地	〒 - (局 署)	
	法人	(フリガナ) 代表者氏名		
		責任者氏名	(役職名)	電話 () -
	事業種目		資本金	百万円
相互協議申立書提出年月日		年 月 日		
相互協議申立ての理由		<input type="checkbox"/> 事前確認 <input type="checkbox"/> 我が国課税 <input type="checkbox"/> 相手国等課税 (課税年月日: 西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> その他		
相互協議の相手国等				
国外関係者等	名称			
	本店所在地等			
	申立ての対象となる取引等を有する国内の者との関係			

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

税理士署名押印 _____ 印

※相互協議室処理欄	整理番号	備考
-----------	------	----

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">連結加入等法人の相互協議申立ての継続又は連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、我が国の内国法人又は連結法人が、別紙様式1により我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局との相互協議の申立てを行った後に、納税方式に異動が生じ、連結法人となった場合、若しくは他の連結グループの連結法人となった場合、又は連結法人から連結法人以外の法人（単体法人）となった場合で、これらの変更後の法人が引き続きその相互協議を求めるときに使用します。</p> <p>2 この届出書は、相互協議申立書を提出した法人が連結法人となった場合、又は相互協議申立書を提出した連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合には、その連結親法人が国税庁相互協議室に、また相互協議申立書を提出した連結法人が連結法人以外の法人となった場合には、当該申立ての対象となった取引等を有する法人が国税庁相互協議室に速やかに1部提出してください。</p> <p>3 記載上の注意事項</p> <p>(1) 表題の「連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書」又は「連結離脱等法人の相互協議申立て継続届出書」については、該当するいずれかの□にレ印を付してください（他の連結グループの連結法人となった場合には双方の□にレ印を付してください。）。また、「連結法人となった日又は連結法人以外の法人となった日」欄には、変更が生じた日付を記載願います。</p> <p>(2) 相互協議の申立書を提出した内国法人が連結法人となった場合、又は他の連結グループの連結法人となった場合の届出については、「届出法人」欄の「□連結親法人」にレ印を付し、連結親法人に係る事項を記載するとともに、「相互協議申立て時の状況」欄には、当初相互協議申立書を提出した連結親法人又は単体法人に係る事項を記載してください。</p> <p>なお、連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合には、「相互協議申立て時の状況」欄の「申立法人」欄の「□連結法人」にレ印を付し、連結親法人に係る事項を記載するとともに、当該連結法人の連結子法人が相互協議の対象となった取引を有する場合には適宜の用紙に当該連結子法人の概要を記載し、本件届出書に添付して提出してください。</p> <p>(3) 相互協議の申立書を提出した内国法人が連結法人以外の法人となった場合の届出については、「届出法人」欄の「□単体法人」にレ印を付し、単体法人に係る事項を記載するとともに、「相互協議申立て時の状況」欄には、「申立法人」欄の「□連結法人」にレ印を付し、当初相互協議申立書を提出した連結親法人に係る事項を記載してください。</p> <p>4 その他</p> <p>相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（www.nta.go.jp）でも閲覧できます。</p>	<p style="text-align: center;">連結加入等法人の相互協議申立ての継続又は連結離脱等法人の相互協議申立ての継続届出書の記載要領</p> <p>1 この届出書は、我が国の内国法人又は連結法人が、別紙様式1により我が国の権限ある当局と相手国等の権限ある当局との相互協議の申立てを行った後に、納税方式に異動が生じ、連結法人となった場合、若しくは他の連結グループの連結法人となった場合、又は連結法人から連結法人以外の法人（単体法人）となった場合で、これらの変更後の法人が引き続きその相互協議の申立てを行うときに使用します。</p> <p>2 この届出書は、相互協議申立書を提出した法人が連結法人となった場合、又は相互協議申立書を提出した連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合には、その連結親法人が国税庁相互協議室に、また相互協議申立書を提出した連結法人が連結法人以外の法人となった場合には、当該申立ての対象となった取引等を有する法人が国税庁相互協議室に速やかに1部提出してください。</p> <p>3 記載上の注意事項</p> <p>(1) 表題の「連結加入等法人の相互協議申立ての継続届出書」又は「連結離脱等法人の相互協議申立て継続届出書」については、該当するいずれかの□にレ印を付してください（他の連結グループの連結法人となった場合には双方の□にレ印を付してください。）。また、「連結法人となった日又は連結法人以外の法人となった日」欄には、変更が生じた日付を記載願います。</p> <p>(2) 相互協議の申立書を提出した内国法人が連結法人となった場合、又は他の連結グループの連結法人となった場合の届出については、「届出法人」欄の「□連結親法人」にレ印を付し、連結親法人に係る事項を記載するとともに、「相互協議申立て時の状況」欄には、当初相互協議申立書を提出した連結親法人又は単体法人に係る事項を記載してください。</p> <p>なお、連結法人が他の連結グループの連結法人となった場合には、「相互協議申立て時の状況」欄の「申立法人」欄の「□連結法人」にレ印を付し、連結親法人に係る事項を記載するとともに、当該連結法人の連結子法人が相互協議の対象となった取引を有する場合には適宜の用紙に当該連結子法人の概要を記載し、本件届出書に添付して提出してください。</p> <p>(3) 相互協議の申立書を提出した内国法人が連結法人以外の法人となった場合の届出については、「届出法人」欄の「□単体法人」にレ印を付し、単体法人に係る事項を記載するとともに、「相互協議申立て時の状況」欄には、「申立法人」欄の「□連結法人」にレ印を付し、当初相互協議申立書を提出した連結親法人に係る事項を記載してください。</p> <p>4 その他</p> <p>相互協議は、平成13年6月25日付官協1-39他7課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）により行われています。この事務運営指針は、国税庁相互協議室で入手でき、また、国税庁のホームページ（www.nta.go.jp）でも閲覧できます。</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">納税の猶予申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、租税特別措置法第40条の3の4《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第41条の19の5第13項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。)、同法第66条の4の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第66条の4の3第14項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》及び第67条の18第13項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。)又は同法第68条の88の2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第68条の107の2第13項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。)の規定に基づき、個人又は法人(法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含みます。)が、納税の猶予の申請を行うときに使用します(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」といいます。))第33条第1項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》により、租税特別措置法第40条の3の4第1項の規定が読み替えられる場合、又は復興財源確保法第63条第12項《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》により、租税特別措置法第66条の4の2の規定が、復興財源確保法第63条第8項第1号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合を含みます。》。</p> <p>(注) 1 納税を猶予できるのは、次に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額のうち、相互協議の申立てに係る相手国等の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限り、</p> <p>① 租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号《非居住者の内部取引に係る課税の特例》(同法第41条の19の5第13項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。以下同じです。)に掲げる更正決定</p> <p>② 租税特別措置法第66条の4第21項第1号《国外関連者との取引に係る課税の特例》(同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含みます。以下同じです。)に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第1号《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》(同法第68条の107の2第13項において準用する場合を含みます。以下同じです。))に掲げる更正決定</p> <p>③ 租税特別措置法第66条の4第21項第3号(同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含みます。以下同じです。))に掲げる更正決定</p> <p>2 相互協議の終了等により、合意に基づく更正がない場合等の猶予期間の終期は、国税庁長官がその旨を通知した日の翌日から1月を経過する日となります。</p> <p>2 納税の猶予の申請に当たっては、申請者(連結法人にあっては、当該連結法人に係る連結親法人。以下同じです。))の納税地の所轄税務署長(国税局長に国税通則法第43条第3項《国税の徴収の所轄庁》の徴収の引継ぎがされているときは、当該国税局長)に、この申請書2部(正本及びその写し)及び4に掲げる添付書類2部を提出するとともに、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供してください。</p> <p>3 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 納税の猶予申請の根拠条文については、必要な条項を記入してください。</p> <p>(2) 相手国等に相互協議の申立てを行っている場合は、「相手国等に相互協議申立てを行っている場合」欄にレ印を付けてください。</p> <p>(3) 「申請者」欄は、納税の猶予を受けようとする申請者の氏名又は名称、住所又は所在地(その納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、名称及び納税地並びにその本店又は主たる事務所の所在地)、法人番号を記載してください。</p> <p>(4) 「更正決定により納付すべき国税の額」欄は、相互協議の申立てに係る租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号の更正決定に係る所得税又は同法第66条の4第21項第1号の更正決定に係る法人税(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第1号の更正決定に係る法人税)及び同法第66条の4第21項第3号の更正決定に係る地方法人税(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第3号の更正決定に係る地方法人税)の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその国税の年分、事業年度を記載してください。</p> <p>(5) 「上記のうち納税の猶予を受けようとする金額」欄は、(4)の金額のうち納税の猶予を受けようとする所得税又は法人税及び地方法人税の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその国税の年分、事業年度を記載してください。</p> <p>(6) 「担保」欄には、納税の猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする国税通則法第50条各号《担保の種類》に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名又は名称及び住所又は居所(事務所及び事業所を含む。))その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)を記載してください。</p> <p>4 この申請書には次の資料を添付してください。</p> <p>(1) 相互協議の申立てをしたことを証する書類(相手国等の権限ある当局に相互協議を申し立てている場合には、当該申立ての日本語訳を添付してください。)</p> <p>(2) 納税の猶予を受けようとする金額が租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号の更正決定により納付すべき所得税の額又は同法第66条の4第21項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額)及び同法第66条の4第21項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額)であること並びに当該所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額が相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類</p> <p>5 納税の猶予期間中は、納税証明書その3(未納税額のない証明)を発行することはできません。</p>	<p style="text-align: center;">納税の猶予申請書の記載要領等</p> <p>1 この申請書は、租税特別措置法第40条の3の4《内部取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第41条の19の5第13項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。)、同法第66条の4の2《国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第66条の4の3第14項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》及び第67条の18第13項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。))又は同法第68条の88の2《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例に係る納税の猶予》(同法第68条の107の2第13項《連結法人の連結国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。))の規定に基づき、個人又は法人(法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含みます。)が、納税の猶予の申請を行うときに使用します(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(以下「復興財源確保法」といいます。))第33条第1項《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》により、租税特別措置法第40条の3の4第1項の規定が読み替えられる場合、又は復興財源確保法第63条第12項《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》により、租税特別措置法第66条の4の2の規定が、復興財源確保法第63条第8項第1号に掲げる更正決定により納付すべき復興特別法人税の額及び当該復興特別法人税の額に係る加算税の額について準用される場合を含みます。》。</p> <p>(注) 1 納税を猶予できるのは、次に掲げる更正決定により納付すべき所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額のうち、相互協議の申立てに係る相手国等の権限ある当局との間の相互協議の対象となるものに限り、</p> <p>① 租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号《非居住者の内部取引に係る課税の特例》(同法第41条の19の5第13項《国外所得金額の計算の特例》において準用する場合を含みます。以下同じです。)に掲げる更正決定</p> <p>② 租税特別措置法第66条の4第21項第1号《国外関連者との取引に係る課税の特例》(同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含みます。以下同じです。)に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第1号《連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例》(同法第68条の107の2第13項において準用する場合を含みます。以下同じです。))に掲げる更正決定</p> <p>③ 租税特別措置法第66条の4第21項第3号(同法第66条の4の3第14項及び第67条の18第13項において準用する場合を含みます。以下同じです。))に掲げる更正決定</p> <p>2 相互協議の終了等により、合意に基づく更正がない場合等の猶予期間の終期は、国税庁長官がその旨を通知した日の翌日から1月を経過する日となります。</p> <p>2 納税の猶予の申請に当たっては、申請者(連結法人にあっては、当該連結法人に係る連結親法人。以下同じです。))の納税地の所轄税務署長(国税局長に国税通則法第43条第3項《国税の徴収の所轄庁》の徴収の引継ぎがされているときは、当該国税局長)に、この申請書2部(正本及びその写し)及び4に掲げる添付書類2部を提出するとともに、納税の猶予に係る金額に相当する担保を提供してください。</p> <p>3 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 納税の猶予申請の根拠条文については、必要な条項を記入してください。</p> <p>(2) 相手国等に相互協議の申立てを行っている場合は、「相手国等に相互協議申立てを行っている場合」欄にレ印を付けてください。</p> <p>(3) 「申請者」欄は、納税の猶予を受けようとする申請者の氏名又は名称、住所又は所在地(その納税地と本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、名称及び納税地並びにその本店又は主たる事務所の所在地)、法人番号を記載してください。</p> <p>(4) 「更正決定により納付すべき国税の額」欄は、相互協議の申立てに係る租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号の更正決定に係る所得税又は同法第66条の4第21項第1号の更正決定に係る法人税(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第1号の更正決定に係る法人税)及び同法第66条の4第21項第3号の更正決定に係る地方法人税(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第3号の更正決定に係る地方法人税)の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその国税の年分、事業年度を記載してください。</p> <p>(5) 「上記のうち納税の猶予を受けようとする金額」欄は、(4)の金額のうち納税の猶予を受けようとする所得税又は法人税及び地方法人税の年度、納期限及び金額を記載し、備考欄にその国税の年分、事業年度を記載してください。</p> <p>(6) 「担保」欄には、納税の猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合には、その申請時に提供しようとする国税通則法第50条各号《担保の種類》に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名又は名称及び住所又は居所(事務所及び事業所を含む。))その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)を記載してください。</p> <p>4 この申請書には次の資料を添付してください。</p> <p>(1) 相互協議の申立てをしたことを証する書類(相手国等の権限ある当局に相互協議を申し立てている場合には、当該申立ての日本語訳を添付してください。)</p> <p>(2) 納税の猶予を受けようとする金額が租税特別措置法第40条の3の3第16項第1号の更正決定により納付すべき所得税の額又は同法第66条の4第21項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第1号に掲げる更正決定により納付すべき法人税の額)及び同法第66条の4第21項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額(連結法人にあっては同法第68条の88第22項第3号に掲げる更正決定により納付すべき地方法人税の額)であること並びに当該所得税の額又は法人税の額及び地方法人税の額が相互協議の対象となるものであることを明らかにする書類</p> <p>5 納税の猶予期間中は、納税証明書その3(未納税額のない証明)を発行することはできません。</p>

改正後

改正前

別紙様式7

仲裁要請書

※ 整理番号
※ 連結グループ整理番号

年 月 日	要請人	(フリガナ) 法人名又は氏名	印
	<input type="checkbox"/> 連単	法人番号又は個人番号	<small>個人番号の記載に当たっては、右端を空欄とし、ここから記載してください。</small>
	結体	納税地	〒 - (局 署)
	親法	(フリガナ) 法人の代表者氏名	印
	法人	(フリガナ) 責任者氏名	(役職名) 電話 () - (内線)
国税庁長官 殿	相互協議申立書提出年月日		年 月 日

租税条約の規定に基づき、仲裁の要請を行います。

連結子法人	(フリガナ) 法人名	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 - (局 署)
	(フリガナ) 代表者氏名	
	責任者氏名	(役職名) 電話 () -

相互協議の相手国等

国外関連者等	名 称	
	本店所在地等	
	相手国等での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (年 月 日) <input type="checkbox"/> 無

仲裁の要請の対象事項及び年度(年分)	仲裁の要請は、	<input type="checkbox"/> 相互協議申立事項の全部を対象とします。 <input type="checkbox"/> 相互協議申立事項の一部を対象とします。
	(相互協議申立事項の一部を対象とする場合の仲裁の要請の対象とする事項及び年度(年分)に関する説明)	

別紙様式7

仲裁要請書

※ 整理番号
※ 連結グループ整理番号

平成 年 月 日	要請人	(フリガナ) 法人名又は氏名	印
	<input type="checkbox"/> 連単	法人番号又は個人番号	<small>個人番号の記載に当たっては、右端を空欄とし、ここから記載してください。</small>
	結体	納税地	〒 - (局 署)
	親法	(フリガナ) 法人の代表者氏名	印
	法人	(フリガナ) 責任者氏名	(役職名) 電話 () - (内線)
国税庁長官 殿	相互協議申立書提出年月日		平成 年 月 日

租税条約の規定に基づき、仲裁の要請を行います。

連結子法人	(フリガナ) 法人名	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 - (局 署)
	(フリガナ) 代表者氏名	
	責任者氏名	(役職名) 電話 () -

相互協議の相手国等

国外関連者等	名 称	
	本店所在地等	
	相手国等での相互協議申立ての有無	<input type="checkbox"/> 有 (西暦 年 月 日) <input type="checkbox"/> 無

仲裁の要請の対象事項及び年度(年分)	仲裁の要請は、	<input type="checkbox"/> 相互協議申立事項の全部を対象とします。 <input type="checkbox"/> 相互協議申立事項の一部を対象とします。
	(相互協議申立事項の一部を対象とする場合の仲裁の要請の対象とする事項及び年度(年分)に関する説明)	

改正後

(次葉)

仲裁の要請の対象となる所得金額等				
対象となる課税年度(年分)	円貨による表示(我が国課税及び相手国等課税の場合)		相手国等通貨による表示(相手国等課税の場合)	
	所得金額	税額	所得金額	税額
年月日～年月日	百万円	百万円	通貨単位	通貨単位
合計				

仲裁の要請の対象となる事項についての不服申立て又は訴えの状況			
不服申立て又は訴えの提起先	申立て又は訴えの日	現在の状況	裁決又は判決等がない旨
我が国 .	年月日 .		<input type="checkbox"/> 裁決又は判決はありません。
相手国等 .	年月日 .		<input type="checkbox"/> 我が国における裁決又は判決に相当するものはありません。

(その他参考となるべき事項)

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

○税理士等に関する事項

<input type="checkbox"/> 税理士	氏名(名称)	印	代理権限等の届出をした税務署名
<input type="checkbox"/> 納税管理人	住所(居所・所在地)	電話Tel() -	

※相互協議室処理欄	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()
	整理番号			
	備考			

改正前

(次葉)

仲裁の要請の対象となる所得金額等				
対象となる課税年度(年分)	円貨による表示(我が国課税及び相手国等課税の場合)		相手国等通貨による表示(相手国等課税の場合)	
	所得金額	税額	所得金額	税額
西暦年月日～年月日	百万円	百万円	通貨単位	通貨単位
合計				

仲裁の要請の対象となる事項についての不服申立て又は訴えの状況			
不服申立て又は訴えの提起先	申立て又は訴えの日	現在の状況	裁決又は判決等がない旨
我が国 .	西暦年月日 .		<input type="checkbox"/> 裁決又は判決はありません。
相手国等 .	西暦年月日 .		<input type="checkbox"/> 我が国における裁決又は判決に相当するものはありません。

(その他参考となるべき事項)

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

○税理士等に関する事項

<input type="checkbox"/> 税理士	氏名(名称)	印	代理権限等の届出をした税務署名
<input type="checkbox"/> 納税管理人	住所(居所・所在地)	電話Tel() -	

※相互協議室処理欄	番号確認	身元確認	<input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他()
	整理番号			
	備考			

改正後

仲裁要請書の記載要領等

1 この要請書は、租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）第12条第3項《租税条約の規定に適合しない課税に関する申立て等の手続》の規定に従って、個人又は法人（法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含みます。）が、国税庁長官に対し仲裁の要請を行うときに使用します。

2 仲裁の要請に当たっては、この要請書1部を、国税庁相互協議室に提出してください。
 なお、仲裁の要請は、相互協議の開始の日から租税条約に規定する期間を経過した日以後に行うことができます。相互協議の開始の日については、国税庁相互協議室から連絡します。

（注）「相互協議の開始の日」とは、租税条約の規定に基づき申し立てられた事案について、我が国の権限ある当局から相手国等の権限ある当局に対して提示した日又は相手国等の権限ある当局から我が国の権限ある当局に対して提示があった日をいいます。

3 各欄の記載は次によります。

- (1) 「要請法人」欄は、要請者が内国法人である場合のみ、「単体法人」又は「連結親法人」のいずれかを選択し、レ印を記載してください。連結法人にかかる要請者は「連結親法人」となります。
- (2) 「法人番号又は個人番号」欄には、要請者の法人番号又は個人番号を記載してください。
- (3) 「責任者氏名」欄は、この要請に係る責任者の氏名及び電話番号を記載してください。
- (4) 仲裁の要請の対象となる取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の法人名、本店又は主たる事務所所在地等を記載してください。
 「連結子法人」と「要請法人」との関係は、以下の通りとなります。「連結子法人」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。

対象取引の当事者	「要請法人」欄	「連結子法人」欄
連結親法人	連結親法人	記載不要
連結子法人		要記載

(5) 「国外関連者等」欄には、この仲裁の要請が移転価格課税に係るものである場合に当該移転価格課税等に係る国外関連者又は相手国等に有する恒久的施設について記載してください。「国外関連者等」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。

(6) 「仲裁の要請の対象事項及び年度（年分）」欄は、仲裁の要請の対象事項及び年度（年分）として該当するいずれかの口欄にレ印を付した上、相互協議申立事項の一部を対象とする場合には、仲裁の要請の対象とする事項及び年度（年分）に関する説明を記載してください（本欄については英訳文も併記してください）。

(7) 「仲裁の要請の対象となる所得金額等」欄は、仲裁の要請が相互協議申立事項の一部を対象とする場合に、我が国又は相手国等における課税により増加した所得金額及び税額（その事案が源泉徴収に関するものである場合には、源泉徴収対象金額及び税額）を事業年度（年分）ごとに区分して記載してください。

なお、源泉所得税額については金額の頭部に「(源)」と表示してください。

（注）この要請が相手国等における課税に係るものである場合には、その課税により増加する所得金額及び税額を事業年度終了の日（個人にあっては、その年の12月31日）における外国為替銀行の対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値により円換算し、その円換算額を相手国等通貨による金額と併せて記載してください。

(8) 「仲裁の要請の対象となる事項についての不服申立て又は訴えの状況」欄は、仲裁の要請の対象となる事項について、要請者又はその国外関連者が当該課税について不服申立て又は訴えの提起をしている場合に、この要請書を提出した日の現況に基づいて不服申立て又は訴えの状況を記載します。

なお、「不服申立て又は訴えの提起先」欄には、該当する行政不服審判所又は裁判所の名称を記載してください。

また、仲裁の要請は、裁決又は判決（相手国等における当該裁決又は判決に相当するものを含みます。）が既にあった場合は行うことができません。裁決又は判決がないことを確認し、「裁決又は判決等がない旨」欄の該当箇所それぞれレ印を記載してください。

(9) この申立書を代理人によって提出する場合には、「税理士等に関する事項」欄の該当する項目にレ印を記載し、代理人の氏名（名称）、住所（所在地）及び代理権限等の届出をした税務署名を記入してください。

（注）「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

4 国税庁相互協議室への連絡

- (1) この要請書に誤り又は重要な変更があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。
- (2) この要請書を提出してから我が国又は相手国等における不服申立て又は訴えの状況に変化があった場合には、遅滞なく国税庁相互協議室に連絡してください。

5 その他

国税庁相互協議室では、仲裁の要請についての事前相談に応じています（連絡先：相互協議第一係：03-3581-5451（代表））。

改正前

（同 左）

改正後

改正前

別紙様式8

仲裁要請の取下書

※ 整理番号	
※ 連絡グループ電話番号	

年 月 日	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人 連 単 結 体 親 法 法 人	(フリガナ) 法人名又は氏名	印
		納 税 地	〒 - (局 署)
		(フリガナ) 法人の代表者氏名	印
		(フリガナ) 責任者氏名 (役職名)	電話 () - (内線)

租税条約の規定に基づき、年 月 日付で提出した、仲裁の要請の(全部/一部)を取り下げます。

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 - (局 署)
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
	責任者氏名	(役職名) 電話 () (内線)

(一部取下げの場合の取り下げる事項及び年度)

(全部取下げ又は一部取下げの理由)

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

○税理士等に関する事項

<input type="checkbox"/> 税理士	氏名 (名称)	印	代理権限等の届出をした税務署名
<input type="checkbox"/> 納税管理人	住所 (居所・所在地)	電話 Tel () -	

※相互協議室処理欄	整理番号		備 考	
-----------	------	--	-----	--

別紙様式8

仲裁要請の取下書

※ 整理番号	
※ 連絡グループ電話番号	

平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 法人 連 単 結 体 親 法 法 人	(フリガナ) 法人名又は氏名	印
		納 税 地	〒 - (局 署)
		(フリガナ) 法人の代表者氏名	印
		(フリガナ) 責任者氏名 (役職名)	電話 () - (内線)

租税条約の規定に基づき、平成 年 月 日付で提出した、仲裁の要請の(全部/一部)を取り下げます。

連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名	
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒 - (局 署)
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	
	責任者氏名	(役職名) 電話 () (内線)

(一部取下げの場合の取り下げる事項及び年度)

(全部取下げ又は一部取下げの理由)

(注) 各欄に記載できない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

○税理士等に関する事項

<input type="checkbox"/> 税理士	氏名 (名称)	印	代理権限等の届出をした税務署名
<input type="checkbox"/> 納税管理人	住所 (居所・所在地)	電話 Tel () -	

※相互協議室処理欄	整理番号		備 考	
-----------	------	--	-----	--

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">仲裁要請の取下書の記載要領等</p> <p>1 この取下書は、租税条約の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和44年大蔵・自治省令第1号）第12条第3項《租税条約の規定に適合しない課税に対する申立ての手続》の規定に従って、個人又は法人（法人税法第2条第8号に規定する人格のない社団等を含みます。）が、国税庁長官に対し仲裁の要請を行った後に、「相互協議の合意の通知」を受けるまでの間、要請者が仲裁の要請を取下げるときに、使用します。</p> <p>2 仲裁要請の取下げに当たっては、この取下書1部を、国税庁相互協議室に提出してください。なお、仲裁要請の取下げと併せて相互協議の申立ても取り下げるときには、この取下書に代えて「相互協議申立ての取下書」を提出してください。</p> <p>3 各欄の記載は次によります。</p> <p>(1) 「提出法人」欄は、要請者が内国法人であった場合のみ、「単体法人」又は「連結親法人」のいずれかを選択し、レ印を記載してください。連結法人に係る提出法人は「連結親法人」となります。</p> <p>(2) 「責任者氏名」欄は、この要請に係る責任者の氏名、役職名及び電話番号を記載してください。</p> <p>(3) 要請の対象となった取引の当事者が「連結子法人」であるときには、「連結子法人」欄に、当該連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地、法人名等を記載してください。なお、「連結子法人」が複数ある場合には、適宜の用紙に記載してください。</p> <p>(4) 「仲裁の要請の（全部・一部）を取り下げます」欄は、「全部」又は「一部」のいずれかを選択し、不要なものを二重線にて削除してください。</p> <p>(5) 「一部取下げの場合の取り下げる事項及び年度」欄には、この取下書の提出によって取り下げる事項及び年度について記載してください。なお、本欄については英訳文も併記してください。</p> <p>(6) 「全部取下げ又は一部取下げの理由」欄については、取下げを行う理由を記載してください。なお、本欄については英訳文も併記してください。</p> <p>(7) この申立書を代理人によって提出する場合には、「税理士等に関する事項」欄の該当する項目にレ印を記載し、代理人の氏名（名称）、住所（所在地）及び代理権限等の届出をした税務署名を記入してください。</p> <p>(注) 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。</p>	<p style="text-align: center;">（同 左）</p>